

訳 田島秀紀 (喜連川少年院)  
監訳 津富宏 (静岡県立大学)

重大な (暴力的で常習的な)少年犯罪者:  
施設内矯正における処遇効果の系統的レビュー

Vicente Garrido  
Valencia University (Spain)  
Luz Anyela Morales  
Madrid Autónoma University (Spain)

キャンベル共同計画刑事司法グループに提出

May 2003

訳 田島秀紀 (喜連川少年院)  
監訳 津富宏 (静岡県立大学)

## 1. レビューワ

### **Vicente Garrido**

Associate Professor

Valencia University (Spain)

Faculty of Philosophy and Education, Avda. Blasco Ibañez 30, 46010 Valencia

E-mail: [vicente.garrido@uv.es](mailto:vicente.garrido@uv.es)

### **Luz Anyela Morales**

Ph. D Student Madrid Autónoma University (Spain)

Catholic University (Colombia)

Faculty of Philosophy and Education, Avda. Blasco Ibañez 30, 6010 Valencia

E-mail: [Luz\\_anyelam@hotmail.com](mailto:Luz_anyelam@hotmail.com)

### 支援元

Valencia 大学 Madrid 大学から、多大の事務的支援を受けた。

Dr. Helmut Kury (Max-Planck Institute, Germany) は、この研究のために、ドイツ語圏における研究の探索とアセスメントについて、快く支援を申し出てくれた。

Dr. Julio Sánchez-Meca (University of Murcia, Spain)は、統計的手続や分析に対する助言者となることを快く同意してくれた。

この研究は、Ministerio de Ciencia y Tecnología of Spain (Project No. SEC2001-3821-C05-05) から援助を受けている。

## 2. レビューの背景

重大な少年犯罪者への介入の重要性は、この集団の犯罪の頻度と重大さ及び成人後の行動が、刑事司法機関にとって重大な課題であるため、いくら強調してもしすぎるということはない。当局は、このような若者の刑事・矯正施設に収容を増やしているが、このアプローチの効果には疑問が抱かれている。

このレビューでは、「重大な(犯罪者)」は、暴力的で常習的な(反復的な)犯罪者を意味し、「少年」ないし「非行少年」は、12歳から21歳までの若者を指す。

この系統的レビューには、刑務所の代替としての地域内処遇(Martin Killias)、少年のアフターケアプログラム(Ken Adams)、出所者の社会復帰プログラム(Christy Visher)などの、少年を対象とする身柄を拘束しない介入に関する系統的レビューに報告されている、社会内処遇は含まない。

### このサブカテゴリーの犯罪者に関し、レビューを行うことの意義

1995年、ThornberryとHuizinga、Loeberは、「非行の原因と関連因子に関する研究プログラム」の結果を報告した。このプログラムは、縦断的な研究計画であるDenver Youth Survey、Pittsburgh Youth Study、Rochester Youth Development Studyという3つのお互いによく調整された研究から成り立っている。これらの3つの研究は、データ収集を開始した時点で、7歳から15歳にわたる、4500人の都心部の少年を対象としている。

常習的な暴力犯罪者は、Rochesterの全サンプルの15%、Denverの少年サンプルの14%のみを占めるが、Rochesterの暴力犯罪の75%、Denverの暴力犯罪の82%を行っている。Rochester研究とDenver研究のデータは、これらの暴力的犯罪者の、犯罪の多様さをも示している。すなわち、彼らは、財産犯、公共秩序違反、地位犯、薬物取引などを含む、幅広い犯罪を行っている。結論として、著者は、「もしこの小さい集団に手が届かないとしたら、われわれは暴力問題の大半を放置したままになってしまうだろう(p. 220)」と述べている。

同様の結論は、他の多くの研究からも導かれる。すなわち、暴力犯罪を犯したこれらの少年は、常習的犯罪者となり、多くの種類の犯罪を行い、その結果、収容判決を受ける可能性が高い。例えば、伝統的な都市白人労働者階級400人をサンプルとした、古典的なCambridge(UK)研究においては、男性のうち40%は、40歳以前に有罪判決を受けていた(Farrington (in press, a))。17歳に至るまで犯罪者率は増加し、その後は減少する。ただし、平均年齢は21歳であり、年齢—犯罪曲線のゆがみを示している。犯罪者率がもっとも増加するのは14歳で、もっとも減少するのは23歳であった。こうした急激な犯罪者率の変化がおこるのは、重要な社会的影響が働いている時期であるという仮説が立てられる。14歳になると、男子にとっては親よりも仲間が重要となり、23歳ごろになると、仲間よりも女性のパートナーのほうが重要となる。住んでいる場所によっては、減少させるような影響はほとんど働かない一方、反社会的な仲間のモデリングは存在する。

ひとつの年齢層と他の年齢層における犯罪行動の間には有意な連続性がある。例えば、Cambridge studyにおいて、10歳から16歳で少年として有罪判決を受けたことがある男子の73%は17歳から24歳で再度有罪判決を受けている。一方、少年として有罪判決を受けたことがない者のうちその後有罪判決を受けたのはわずか16%だった。少年犯罪者の半分近く(45%)が25歳と32歳の間に再度有罪判決を受けているが、少年犯罪者でなかった者についてはわずか8%である(Farrington (in press, a))に引用されている、Krohnらの研究(2001)、Stattin & Magnusson(1991)も同様)。したがって、少年に対する効果的な介入は、成人期の犯罪率に影響を及ぼすと期待される。

先に述べたように、暴力的な少年は種々の犯罪を行う。暴力犯罪で有罪となった65人の男性の

うち、55人は非暴力的な犯罪でも有罪となっている。大まかに言えば、頻回犯罪者は、いろいろな犯罪に手を出し、遅かれ早かれ暴力的な犯罪を犯す。暴力犯罪を犯す確率は、犯罪を行った回数と共に増加し、犯罪歴1回の犯罪者は18%、犯罪歴12回以上の者は82%と一貫して増加する(Farrington (in press, a))。

複数回有罪となったことがあるこのような少年たちは、収容処分を受ける可能性が高い。少年司法非行防止局が助成した、20州における「収容された非行少年」に関する研究は、18歳を上限とするプログラムのうち、適度な期間にわたって再収容率の計算が可能なプログラムについて報告を行っている。1992年に釈放された8057人の若者のうち、27%は1年以内に再犯を犯している。男性の再収容率の方が、女性のそれよりもずっと高く(それぞれ28%と16%)、矯正施設への収容回数と再収容率には強い関連があった(Krisberg & Howell, 1998)。

このレビューは、主として男性を対象とする。というのは、男性のほうが、頻度と犯罪の重大さの2点において、大きな課題となっているからである(Loeber, Farrington & Waschbusch, 1998)。例えば、1995年のUCR犯罪報告においては、暴力犯罪による逮捕のうち18歳以下の男性が86%を占めていた(Hawkins, Laub & Lauritsen, 1998)。

Farringtonは、犯罪予防と処遇のために、常習的な犯罪者をターゲットにすることの重要性を強調している。つまり、多くの暴力的な少年犯罪者は、常習かつ多種犯罪を行う、施設に収容されたる犯罪者であることを踏まえると、介入の有効性が決定的に重要となる。

犯罪の反復性に関する一つの説明は、犯罪的潜在性のような、安定した背景概念を想定する。初発年齢が低いことは、犯罪的潜在性が高いことの指標であり、その後、犯罪の反復性となって現れる。更に、多くの暴力的な少年犯罪者が、一般的で、特定の犯罪に特化しない、常習的犯罪者であるのなら、このような少年が成人になる前に効果的な介入を見出すことは、非常に重要である。

多様な問題を持つ暴力的な(Multiple Problem Violent: MPV)男子少年とは、暴力的であると同時に、多様な問題(非暴力的な犯罪、薬物使用、自己申告非行、衝動性、反権力的態度、重篤な飲酒やギャンブル)をもつ男子少年である。最近、Farrington (in press, b)は、Cambridge Studyを用いて、MPV男子少年のリスク要因を調べた。彼は、32歳に至る暴力で有罪判決の予測要因と、頻回の非暴力犯罪者の予測要因が非常に似ていることを報告している(Farrington (in press, b)に引用されているCapaldi & Patterson (1996)も見よ)。ということは、**暴力的犯罪者は、たいてい常習的犯罪者であるということである。施設収容されている暴力的な少年犯罪者に対する介入の有効性に焦点を当てたレビューは、それゆえ、犯罪者処遇全般に関する意味を持つ。**

### 暴力的な少年犯罪者への介入における今日の疑問

暴力的な非行少年の処遇の難しさは、広く報告されている。Thornberry, Huizinga & Loeber (1995)は、重大な非行少年のほとんどが識別され、少年司法制度による集中した処遇を受ける時点では、彼らは非行少年としての経歴を積んでしまっていると指摘する。例えば、アメリカで行われたNational Youth Survey (Thornberry, Huizinga & Loeber (1995)に引用されている、Elliot (1994)及びElliot, Huizinga & Morse (1986))は、重大な暴力犯罪のピーク年齢と、少年司法制度による対応のピーク年齢には、相当な差があることを発見した。さらに、処遇プログラムに編入された犯罪者は、介入の成功可能性を減少させる、多くの否定的な特徴を持っていることが見出された。「これらの犯罪者は年長で、非行経歴を相当に積んでおり、表出的、非表出的、権力葛藤的な経路を経て非行を深化させている傾向にある。彼らは、その他の形態の非行を行い、薬物を使用し、その他の関連する問題行動を示す傾向にある。彼らは、多数のリスク要因と社会的欠損を持っていることが多い。... その結果は、悪循環をなす行動経路であるが、向社会的な力を用いて逆転させることは非常に難しい、しかしながら、十分なプログラム資源もなくアフターケアサービスもないことが多いにもかかわらず、これこそまさに、私たちが処遇プログラムに期待していることなのである。これらの限界を踏まえると、処遇プログラムへの期待は、過大であってはならない。」

(Thornberry, Huizinga & Loeber, 1995, p. 233)。

Lipsey & Wilson (1998) は、異なるタイプの犯罪者 (特に処遇に対する抵抗がもっとも大きいと思われる重大犯罪者) に対する介入の系統的レビューの不足を強調した。これには、少年犯罪者も含まれる。

根本にある問題は、重大な少年犯罪者を別立てで扱った主要な介入研究がほとんどないことである。サンプルのほとんどは、重大でない犯罪者を含んでおり、別々に認識され分析されていない。重大で暴力的な少年犯罪者の状況を明らかにする試みにおいて、Lipsey & Wilson (1998) は、次の2つの基本的な問いに焦点を当てて、(系統的レビューの文脈にはない) メタ・アナリシスを実施した。

エビデンスは、一般的に言って、介入プログラムが、重大な非行少年の再犯率を減少させることを示しているのか。もしそうなら、どのタイプのプログラムがもっとも効果的であるのか。

Lipsey & Wilson は、重大な少年犯罪者を (より厳格な包含基準を用いると、非常に少数の研究しか残らないため) 若干は含む、(1950 年から 1995 年に公表された) 200 件の実験研究及び準実験的研究を含めた。最終的に選ばれた少年は「審判に付された少年であった。加えて、ほとんどあるいはすべての少年には、前科があり、それは、主としては、薬物乱用や地位犯、交通犯ではなく、身体犯ないし財産犯、あるいは全犯罪の累積であった」(p. 315)。この少年のサンプルは、主として男子で、平均 14 歳から 17 歳であった。サンプルは、収容されていない者 (N=117) と、されている者 (N=83) に分類された。

収容されていない少年に関しては、処遇効果は、前科の罪種が混同している (つまり、一定率の身体犯も含む) サンプルの方が、前科が主として財産犯であるサンプルよりも大きかった。最も効果的な介入は、対人スキルトレーニング、個別カウンセリング、行動療法プログラムなどだった。それに対し、最も効果の小さい介入は、荒野／チャレンジプログラム、プロベーションやパロールの早期解除、抑止プログラム (ショック収容)、(雇用と関連しない) 職業プログラムであった。

収容されている非行少年についての結果は、収容されていない少年とは明らかに対照的だった。特定のプログラムについては、処遇効果は、年齢、性、エスニック集団の構成比、前科などのサンプルの特徴にかかわらず、ほぼ同じであった。収容されている少年について、最も成功した介入は、また、対人スキルトレーニングで、次が、指導的家庭寄宿プログラム (Achievement Place project) であった。最も有効でないプログラムは、荒野／チャレンジプログラム、断薬、雇用関連プログラム、集団雰囲気による治療であった。

平均の効果値は、非施設群の介入 (.14) と施設群の介入 (.10) についてほぼ同じで統計学的に有意でなかった。特に、収容されている少年に対する最も効果的な処遇の効果値は、0.35-0.40 であった。再犯率の差でみると、これらの技法は統制群のベースラインの 50% の再犯率を、30% から 35% に押し下げると同等の影響を与えるが、これは、このカテゴリーの犯罪者の難しさを考慮すると、相当な減少である。

Lipsey & Wilson は、介入を、施設における介入と、施設外の介入に分類したが、施設における介入に、Achievement Place など、実際には、社会内処遇の居住型のプログラムを含めている。

Andrews ら (1990) によると、非行行動の処遇が最も効果的なのは、処遇を受ける非行少年が実際に再非行する相当なリスクがある場合である (リスク原則)。しかしながら、これとは正反対の見方もしばしば示されてきた。もっとも重大なケースは、処遇に最もなじみにくいというものである。Lipsey と Wilson のメタ・アナリシスは、このリスク原則を支持した。施設内・非施設内の両方の犯罪者群にとって、平均的な介入プログラムは、以降の再犯率を約 12% 減少させるに等しい良好な効果を生み出した。

これらの結果にもかかわらず、どのような戦略が、収容された非行少年及び、その一部である、収容された重大な非行少年を更生させる見込みが真にあるかは示されていない。現時点では、少年向けの処遇のほうが大人に対するものよりも有望であり、さらに、社会内処遇のほうが刑務所や居住型施設での処遇よりも有望であることを示す初期的な結果がある(Leschied, Bernfeld & Farrington (2001)及びMcGuire (2001)を参照)。矯正介入は、地域における再犯を減らす、経済的に効率的な方法となりうる(Welsh & Farrington, 2001)。さらに、社会内処遇プログラムのほうが、伝統的な(施設内)プログラムよりもコストがかからないことを、いくつかの研究が示している(Empey & Lubeck (1971)及び Henggeler (1999)、Krisberg, Currie, Onek & Wiebush (1995)に引用されている、Krisberg, Austin & Steele (1989)を見よ)。

結局、こうした当初のデータは、一部の暴力的な犯罪者は、常習的な財産犯罪者よりも、処遇によって変容しやすいことを示してしている(Redondo, Sánchez-Meca & Garrido, 1999)。しかし、これらのデータは、特にヨーロッパにおいては、調整変数を踏まえた異なる結論を得るには、平均しうるプログラムが不足しているため、決定的なものであるとはとてもいいがたい。

Redondoら(1997)は、ヨーロッパにおける初のメタ・アナリシス研究を行い、罪種別で言うと、最も効果的な介入(効果の基準は、全般的な改善)は身体犯( $r = .419$ )に対するもので、最も効果的でない介入は性犯( $r = .085$ )に対するものであることを報告している。少年センター( $r = .257$ )及び少年刑務所( $r = .193$ )における介入は、成人刑務所( $r = .119$ )における介入よりも効果的だった。行動療法プログラム( $r = .279$ )と認知行動プログラム( $r = .273$ )が最も効果的であり、報復プログラム( $r = .039$ )が最も効果的でなかった。再犯のアウトカムのみに関していえば、平均効果値(ES)は、 $r = .12$ であった。認知行動プログラム( $r = .265$ )と行動療法プログラム( $r = .232$ )は、プログラムの平均値の2倍効果的であった。

Redondo, Sánchez-Meca & Garrido (1999)は、2件目の系統的レビューで、32件のヨーロッパで(80年代に実施された)処遇プログラムの具体的効果について分析した。先と同様、1)行動療法と認知行動療法が最も効果的である、2)少年犯罪者への処遇のほうが効果的であるといった重要な知見が得られた。その理由は、おそらく、少年に対しては、最も効果的な技法(行動療法と認知行動療法)が用いられているからである。3)最大の効果は、(性犯ではなく)暴力犯罪者に対して得られ、このことは、リスク原則を支持している(Andrews et al., 1990)。

このメタ・アナリシスを更新し、Redondo, Sánchez-Meca & Garrido (2002)は、すべての年齢区分においても有意なプラスの効果が得られたが、最大の効果は少年について得られた( $r = 0.35$ )ことを見出している。

「暴力犯罪」のアウトカム尺度もまた、研究者やレビューワにとって難しい課題であり、よって、このレビューで検討しなければならない。この点について、Serin & Preston (2001, p.219)は、「暴力犯罪者については、暴力犯罪の繰り返しが、もっとも望ましいアウトカムであると思われるかもしれないが、この点についても、議論の余地がある。なぜなら、暴力犯罪を有罪判決で定義してもは、実際の行動の不十分な代理でしかないからである。また、暴力犯罪者が再度暴力犯罪を犯したとしても、非行歴からみてそれほど重大でない事件で、被害者の怪我も小さく、再犯期間が長かったとすると、この再犯は、プログラムの失敗の明確な指標だろうか。アウトカムをしたか/しないかだけで捉えてしまうと、プログラムの有効性についての理解が深まらない。」と明確に述べている。

「暴力犯罪者」の定義と再犯尺度の問題は、今後、明確にされなければならない。プログラムに参加した犯罪者の特徴と、(全般的な再犯率から新たな暴力犯罪を区別し)再犯の質を、より詳細に特定することが必要である。

少年犯罪は世界的な問題であり、よって、少年犯罪に関する系統的レビューは、英語以外の言語による研究も含むべきである。

社会内の段階的制裁プログラムは、再犯を減らすという点で、伝統的な施設内プログラムと少なくとも同じくらい効果的であるように思われる。さらに、社会内プログラムは、伝統的なプログラムよりも明らかに費用がかからない。暴力的で常習的な少年犯罪者に対し、何が有効で、何が有効でないのかをより明瞭に理解するために、更に研究が行われなければならない(Krisberg, Currie, Onek & Wiebush, 1995)。

施設内矯正処遇の有効性はまだ示されていない。施設には、(個別的処遇をプログラム介入の理念とする)一部の犯罪者のための最新の小規模ユニット並びに、伝統的な少年刑務所、ボースタル・少年院を含む。

異なる調整変数(例えば、犯罪歴や暴力犯罪の常習性、介入時の年齢、ブースター・プログラム、性別)がどのような役割を果たしているかについては、Lipsey & Wilson のメタ・アナリシスやヨーロッパのメタ・アナリシスが示したように、さらに研究する必要がある。

以上、まとめると、重大な非行少年の処遇について、多くの知識不足がある。

- 1 社会内の段階的制裁プログラムは、再犯を減らすという点で、伝統的な施設内プログラムと少なくとも同じくらい効果的であるように思われる。さらに、社会内プログラムは、伝統的なプログラムよりも明らかに費用がかからない。暴力的で常習的な少年犯罪者に対し、何が有効で、何が有効でないのかをより明瞭に理解するために、更に研究が行われなければならない(Krisberg, Currie, Onek & Wiebush, 1995)。
- 2 Lipsey & Wilson (1998)のメタ・アナリシスは、重大な少年に対する、施設内処遇と非施設内処遇を比較したが、Achievement Place のような、実際には、居住型の社会内介入である多くのプログラムを、施設内処遇に含めている。その結果、(個別的処遇をプログラム介入の理念とする)一部の犯罪者のための最新の小規模ユニット並びに、伝統的な少年刑務所、ボースタル・少年院などの施設内矯正処遇の効果は、いまだ知られていない。
- 3 Lipsey & Wilson のメタ・アナリシスとヨーロッパでのメタ・アナリシスについて上述したように、異なる調整変数(例えば、前歴があるかかないか、非常習的暴力犯罪者か常習的暴力犯罪者か、年少時の介入か年長時の介入か、(プログラムをいったん離れた後の)ブースタープログラムを重視するかいなか、男子少年か女子少年か)の果たす役割については、より研究が必要である。
- 4 私たちの意見では、施設外の介入のほうが施設内の介入よりも優れているという理論的な考えは、重大少年犯罪者については、実証的には証明されていない。もっとも最近の研究(Lipsey & Wilson の研究)は、この結論の明確な支持ではない。
- 5 「暴力犯罪者」の測定と再犯の問題は、明確になっておらず、統一見解はない。処遇を受けた者の特徴と、(全般的な再犯率から新たな暴力犯罪を区別し)再犯の質を、より詳細に特定することが必要である。
- 6 最後に、この問題の分析においては、これまで、ヨーロッパからの研究はほとんど含まれてこなかった。よって、この系統的レビューにおいては、英語以外の言語の、私たちが入手可能なすべての研究を取り上げる必要がある。

文化をまたがるさまざまな研究をすべて分析するために、私たちは、以下のタイプの介入をレビューに含めることを提案する(Redondo et al., 1997; Redondo et al., 1999; Garrido et al., 1999)。

#### (1) 情緒的な苦痛を減らすことを目的とした介入と非行動的心理療法

犯罪者は、情緒的な苦痛の結果として犯罪を犯すという考えは、矯正の長い伝統であり、この考えによると、犯罪者の処遇は、これらの根底にある心理的な問題の治療を目的としなければならない。よって、効果的な心理療法は、犯罪の減少や消滅をもたらす。このモデルでは、心理力動モデル、犯罪の医療・病理モデル、クライアント中心カウンセリングなどに基づいたさまざまな技法のセットが用いられる。

## (2) 劣った教育的達成を補うことを目的とする介入

多くの犯罪者、特に恵まれない家庭に育った者は、学校教育を修了できず、その結果、大きな学歴の不利を背負う。この理論は、強力な学校教育プログラムを通して教育的達成度を上げること、再犯を減らすと考える。

これらのプログラムは、学科、学校活動、読書教材の配布などからなる。これらの教育プログラムでは、実際的なスキルの指導よりも、(文法、数学など)理論的な概念の教育が優先される。

## (3) 犯罪行動の学習をターゲットとする介入と、行動療法的介入

(Edwin Sutherland, Albert Bandura, Ronald Akers などによって犯罪学で発達した)学習理論は、犯罪行為は、他の人間行動を同じく、学習されると考える。行動療法的プログラムの目的は、学習メカニズムを用いて、学習過程を逆転させ、対象者に、犯罪行為を抑えることを学ばせ、新たな社会的に認められる行動を身につけさせることである。

これらのモデルの、2つの模範的な適用が、トークンエコミープログラムと環境随伴性プログラムである。トークンエコミープログラムは、矯正に関心のある者によく知られている。いわゆる**段階処遇制度**は、非行少年や犯罪者のための一部の施設で行われている環境随伴性プログラムである。段階処遇制度の主たる要素は以下のとおりである(Redondo, 1993)。

- (1) 施設における個人の日常生活全てをカバーすることと目的とした、一連の行動目標が示されている。
- (2) 施設において、一連の生活ユニットまたは段階が構造化されている。これらの段階は、二つの根本的な面において異なっている。第一に、参加者に求められる建設的な行動のレベルが、下位レベルよりも上位レベルの方のほうが高い。第二に、それぞれのユニットで得られる報酬が、上位レベルの方が回数が多く大きい。
- (3) 対象者は、改善の度合いによって、定期的に段階に割り当て直される。

施設の全てのスタッフは、少数の専門家によって率いられ、プログラムの計画、監督、評価を行わなければならない。

## (4) 社会的相互作用スキルと認知行動療法的介入

これらのテクニックは、認知行動モデルに基づいており、家庭、仕事、または、その他の社会状況において、他者との相互作用がより容易となるスキルを犯罪者に教える必要を強調する。もっともよくできた認知行動プログラムのうち一つは、Reasoning & Rehabilitation モデル (Ross & Fabiano, 1985; Ross & Ross (1995)も見よ)である。その主要な要素は

- (1) 対象者の認知スキルと相互作用のスキルの欠点の評価
- (2) 処遇は、数週間続くセッションで、小集団で行われる。
- (3) もっともよく使われた方法は、対人的認知問題解決、社会的スキルトレーニング、怒りの爆発の感情統制、批判的推論、価値の発達、交渉能力、創造的思考などである。現在、認知行動プログラムは、あらゆる犯罪者に対して最も使われているプログラムである (Ross & Ross, 1995 参照)。

## (5) 抑止理論と刑務所の管理システムの強化

受刑者の生活条件を厳しくすることは治療的な手法とは考えられないが、しかし、近年、軍隊式管理に刺激を受けて、生活と規律の厳しいセンターを設置する司法行政区が現れてきた。収容者（少年と成人）は、ひたすら標準の刑務所で刑期を務めるか、こうした「特別な」施設でより短期の刑を務めるかという選択が与えられる。この介入は、古典的な抑止論に基づいている。犯罪者に刑事罰を与えれば、将来の犯罪行為自体が除去されたり減少したりされる。管理が厳しいほど抑止効果も大きい。このモデルの基本的な主張は

- (1) 厳しい規律と監視システムが、収容者の生活の全ての面をカバーする。
- (2) 行動を制約する。（必ずしも有用でない）作業、体育、行進、時には、グループセッションなどを計画する。
- (3) 厳格な懲罰システムを用いる。

#### (6) 健康的な施設環境と治療共同体

治療共同体は、施設内の対象者の全ての日常生活を包括する試みである。被収容者と施設職員の関係は、医療環境における患者と看護師の関係になぞらえることができる。主たる理論的仮説は、拘禁施設における健康的で参加的な環境は、収容者の心理的バランスを向上し、入所中・釈放後の暴力行動を減らすというものである。治療共同体の原理的な特徴は以下のとおりである。

- (1) 閉鎖施設で一般的にみられる、厳しい統制と制裁のシステムは用いない。
- (2) 収容者の行動統制は、収容者と職員から成る共同体によって行われる。
- (3) 施設で生じる問題を話し合うために、定期的な共同体集会が開かれる。

治療共同体が有効であるためには、すべての職員が協働する必要がある。

#### (7) ダイバージョンによってラベリングを避ける。

このパラダイムは、今回のレビューでは、居住環境に焦点を当てているため、レビューには含まない。

### 3. レビューの目的

#### 一般的な目的

重大（＝常習的で暴力的）な非行少年（12歳から21歳）の再犯率と悪質さ（つまり、犯罪のタイプ）を減らす目的で、施設内矯正において行われた、処遇プログラムの有効性に関する実証研究のアウトカムの質を、系統的な方法で、まとめて評価すること。

#### 具体的な目的

- 1 施設に収容されている重大で（＝常習的で暴力的な）少年犯罪者のための、矯正介入プログラムの評価に関する、（異なる言語の）公表・未公表の実証研究を見出す。
- 2 見出した矯正プログラムのアウトカムと特徴を、Sherman ら(1997)が提示した尺度に従って、有効なもの、無効なもの、有望なもの、不明なもの（下記参照）に分類する。
- 3 重大な非行少年を、(1) 常習的（かつ非暴力的）、(2) 常習的かつ暴力的、(3) 暴力的の3つの異なるグループに分けて矯正介入の効果进行分析する。
- 4 アウトカムを検討して、このサブグループの犯罪者の（率と質に関し）再犯率を減らすための、入手可能なエビデンスの支持する、矯正の政策に関する提言を行う。

重大な非行少年というカテゴリーに、暴力犯罪者と常習犯罪者の両方を含める。すでに説明したように、常習的非行少年と暴力的非行少年は、共通する多くの特徴がある。さらに、暴力的な非行少年の過半数は有罪判決歴があり、反復的非行少年のほぼ半分が（本研究においてサンプルと「暴力的」とみなすために用いた基準により）暴力犯罪を犯したことがあると報告されている。

以下、3つの独立した分析を実施する。

- A) 常習的だが、暴力的でない非行少年
- B) 現在ないし過去に、重大な犯罪で裁判を受けた、暴力非行少年
- C) 暴力的で常習的な少年。すなわち、暴力非行少年はサンプルの半分に満たないが、常習的犯罪者を加えることで、研究全体の50%以上を占める場合。

メタ・アナリシスA: 常習的だが、暴力的でない犯罪者のサンプル

メタ・アナリシスB: 暴力的犯罪者のみのサンプル(常習的ないし非常習的)

メタ・アナリシスC: 常習的犯罪者と非暴力的犯罪者、暴力的犯罪者のサンプル

このレビューは、調整変数によって引き起こされる変異に、特段の注意を払う。調整変数は、処遇タイプ(処遇の理論的枠組み、プログラムの期間と密度)、プログラムの対象者・参加者(年齢、罪種、性別)、介入が行われた環境(プログラムが実施された段階、参加者の管理体制、国)、方法論(被験者のグループへの割付のタイプ、グループの脱落率、フォローアップ期間)、付随的な変数(研究公表の時期、出典)等である(Lipsey, 1994; Sánchez-Meca, 1997)。

#### 4. 方法論

このレビューに研究を含む基準と含まない基準

##### 研究のタイプ

このレビューには、統制群ないし比較群を伴い、介入の前後の査定がなされている、実験的研究と準実験的研究を含む。また、報告されているアウトカムは、再犯率と犯罪とする。非ランダム化統制群を含めたのは、矯正介入のこの分野においては、良く統制された研究が不足しているからである。Lipsey & Wilson (1998, p. 314)はこの問題を認識し、彼らのメタ・アナリシスにおいて「こうした問題は、処遇を受けた少年のその後の犯罪率と、処遇を受けなかった、処遇を受けた少年と処遇以外の点では比較可能な統制群のその後の再犯率を比較する、実験研究や準実験研究によって、最も納得がいくように答えられる。そのような研究は、個々の研究が見出した処遇効果の大きさを表す統計的知見をもたらす。」と述べている。

参加者は、(成人ないし少年)司法による監視下にある者である。個人、居住ユニット、特定の棟、場合によっては、刑務所全体が、処遇群ないし統制群となる。

このレビューでは、Sherman ら (1997)の科学的方法尺度を用いる。そして3点、4点、5点(Appendix 1 参照)と評価された研究のみを含める。結果として、単一ケースデザイン研究、ならびに、質的研究、実験に至らない量的研究(上記尺度で、1点ないし2点と評価されるもの)を除外する。しかし、このタイプの報告に関するデータは、参考文献やその他の重要な変数を確認するには用いる。

##### 参加者のタイプ

プログラム対象者は、成人司法ないし少年司法下の施設に拘禁されている、12歳から21歳までの、男子ないし女子の少年で、重大な(=暴力的で常習的)非行少年であるという特徴を持つ。

一般的に、少年犯罪者は12歳から21歳の若者であると考えられている(Fuhrman, 1986; Tolan & Guerra, 1994; Rutter, Giller & Hagell, 1998)。犯罪経歴に関する縦断研究の結果によると、この時期に、より多くの人々が犯罪を行う。また、常習的な非行少年は、その非行のほとんどをこの時期に行うことも知られている。さらに、もし法的な文脈を考慮すると、法的責任年齢は、国により12歳から21歳までばらついている(Garrido, Stangeland & Redondo, 2001)。

重大な非行少年のカテゴリーについては、本件と過去の有罪となった犯罪の罪種を調べることにより、選ばれた研究の対象者が、このカテゴリーに属するかどうかを決める。

a) 暴力的な少年：暴力犯罪を犯した少年として定義する。暴力犯罪とは「誰かが傷つけられて重大な傷害(医療措置が必要な傷害、たとえば、切り傷、出血、意識不明など)を生じた行為、あるいは、武器が用いられた行為」である(Denver Youth Survey に関し、Thornberry et al.(1995, p.224))。さらに、暴力で人を脅かす犯罪行為も含める。

サンプルの半分以上について、以下の犯罪が本件であるか、犯した経歴がある研究を含める。謀殺(および謀殺未遂)、殺人、誘拐、暴行(加重暴行を含む)、強盗(武装強盗を含む)、自動車盗、自発的な故殺、交通危険行為、現住物放火。ほか、暴力や、銃や剣などの武器によって生じた、重大な傷害により生命や他者の尊厳を侵害する犯罪も含む(米少年司法非行防止局年報(p. 176)が用いている「重大で暴力的な」犯罪のカテゴリーについては、Wiebush, Baird, Krisberg & Onex (1994)とWiebush et al. (1995)を参照)。

b) 常習的非行少年

「常習的犯罪者」を(米少年司法部などの司法機関(Department of Juvenile Justice, 1998)やCapaldi & Paterson (1996)やHagell & Newburn (1994)になどの研究が定義しているように)3回以上の裁判処分歴を持つ少年と定義する。3回以上の裁判処分歴がかある少年が半数を超える研究、あるいは、暴力犯罪を除く全ての種類の犯罪についてサンプルの裁判処分歴の平均が3回以上となる研究を含める。

c) 暴力的で常習的な非行少年

暴力的非行少年だけでは半数には至らないが、常習的な者と暴力的な者を足すと、研究対象全体の50%を超える研究を含める。

最後に、性犯罪者が半分を超えるような研究は除外する。なぜなら、性犯罪者は、キャンベル共同計画の(Friedrich Löselが筆頭著者である)もう一つの系統的レビューの焦点であるためである。万引き、軽微な公共秩序違反、交通違反や地位犯などの、軽微な犯罪をはじめて犯した少年を含む研究も除外する(Wiebushら(1995) p.176, p.210を参照)。

「施設内矯正」という用語は、本レビューでは、鍵のかかった扉、壁、柵、フェンス等のような部率的な拘禁手段によって特徴づけられる環境や警備施設という意味である。施設内矯正とは、刑務所、ボースタル、少年院、キャンプ、牧場、専門病院やその他より現代的な施設で、どこであれ、自らの非行行為が理由として少年が収容されているところで、構造的な処遇環境を提供している施設をいう。私たちは、社会内プログラムつまり、里親、養護施設、グループホーム、定期的な身柄収容施設のようなプログラム、一般的にいえば、(たとえば、Achievement Placeのように)非行少年が日々地域と接触しているような施設は除外する。

処遇の後半を社会内で過ごす施設プログラムが存在するので、処遇の50%を超える部分が施設内で行われる研究を含める。こうした研究については、社会内処遇は、調整変数として記録される。

この系統的レビューには、精神遅滞をはじめとする疾病があり、拘禁施設に収容された、あらゆる暴力犯罪少年を含める。

## 介入のタイプ

少年が社会に戻ったのち、処遇終了後の再犯を減らすことを目的とした介入を含める。向社会的な行動と態度の学習の支援を目指す環境条件(背景の章を参照)の整備や、心理学的なアプローチ、社会的・教育的な手段・方法などである。介入の類型は、以下のとおりである。

- 1 非行動療法的な心理療法
- 2 教育的介入
- 3 行動療法的な介入
- 4 対人スキルと認知的行動療法的介入
- 5 規律と制裁の増強による、管理体制の強化
- 6 健康的な施設環境と治療共同体

具体的には、このレビューからは、ブートキャンプやスケアードストレートなど、他のキャンベル協働計画刑事司法グループの他の系統的レビューが含む研究を除外する。

## アウトカムの類型

適格研究は、アウトカムとして、その後の非行・犯罪を報告していなければならない。アウトカム尺度は、量的な仕方で提示されなければならない。いくつかの異なるアウトカムが報告されている場合には、適格性の基準を再犯尺度の報告として、二次分析を行う。

このレビューは、下記の測定尺度について検討する。

### 1. 犯罪尺度

#### 全般的な再犯

裁判所による何らかの種類（パロール、実刑など）に至った再犯に関する、警察や成人／少年裁判所から得られた公的記録。

犯罪者による、プログラムを離れた後の犯罪行動に関する自己申告。このアウトカムにより、逮捕に至った暴力行為を識別する。

#### 重大な再犯

警備施設施設への再収容に至った、重大な再犯

#### 再犯率

施設を釈放されてから、最初の犯罪を犯すまでの期間、ないし、フォローアップ中に犯した犯罪の数。研究が、釈放後数回、再犯を測定している場合には、すべての異なる評価時点を記録し、最も長いフォローアップ期間を優先する。

しかし、このプロトコルの別の部分—独立した知見を識別するための基準(p. 15)—で説明したように、選ばれた研究がいくつかのアウトカム尺度を提示しているのなら、それぞれのアウトカムについて、時点ごとに、別個のメタ・アナリシスを行って、効果値を計算し、そうすることで、すべてのフォローアップデータを用い、データの従属性を避ける。

再犯の質: 釈放後に犯した犯罪のタイプ

### 2. 二次分析において考慮されるべきアウトカム尺度

#### 心理尺度

自己統制、統制の所在、心理的適応、自尊感情などの変数に関連するテストとテストバッテリーのアウトカム

#### 行動達成度

就職、断薬・断酒など

## 関連研究を見出す探索方法

いくつかの方法を用いて、これらの基準を満たす研究を探す。潜在的なバイアスを減らすために、以下について探索する。

- 1 公表と未公表
- 2 1970年から2002年の間
- 3 犯罪学、心理学、社会学、ソーシャルサービス、教育、精神医学分野の研究
- 4 英語、スペイン語、フランス語、ポルトガル語、ドイツ語を話すあらゆる国

### 用いたキーワード

Delinquent (s), delinquency, criminal(s), convicted, antisocial behavior, offender.  
Delincuencia, delincuentes, criminales, conducta antisocial, encarcelados.  
Institution(alized, al, alization), detention, facility(ies), prison(s, ers), incarceration(ed), hospital(s), borstal(s), correctional(s), reformatories.  
Institución, institucionalizados, detenidos, prisión(es, eros), encarcelamiento, hospitales, correccionales, reformatories.  
Boy(s), girl(s), adolescent(ce), juvenil(es), youth, young.  
Jóvenes, juvenil, adolescentes.  
Treatment(s), program(s), therapy(ies), rehabilitation, adjustment, intervention(s).  
Tratamiento, programa, terapia, rehabilitación, ajuste o intervención.  
Agression(sive), anger, violence, violent, serious, chronic, persistent.  
Agresión, ira, violencia, violento, serio, crónico o persistente.

## 研究の探索方法

Petrosino (1997)に従い、以下の方法で探索する。

1. レビューワが所属する大学が所有している、専門的な雑誌の関連する記事を手作業で探す。このプロトコルの次の部分に列挙するように、多くの雑誌が電子データベースに登録されているので、詳細な探索を行ったのは若干の雑誌だけである。

### 非英語誌

Anuario de psicología jurídica / Colegio Oficial de Psicólogos/ Madrid  
Criminalia / Academia Mexicana de Ciencias Penales  
Criminoticias / Instituto Andaluz Interuniversitario de Criminología (I.A.I.C). Sección de la Universidad de Sevilla  
Delincuencia = Delinquency : a social sciences interdisciplinary journal : una revista interdisciplinar desde las ciencias sociales / Universidad de Valencia  
Dei delitti e delle Pene : Revista di Studi Sociali, Storici e Giuridico Sulle Questione Crimenelle / Edizione Scientifiche Italiane  
Papers d'estudis i formacio / Generalitat de Catalunya, Departament de Justícia, Centre d'Estudis i Formacio

### 英語誌

Adolescence  
British Journal of Criminology Criminal Justice and Behavior: an international journal /  
American Association for Correctional Psychology

Criminology: an interdisciplinary journal / American Society of Criminology、Columbus、Ohio  
Criminology and Penology Abstracts / Criminological Foundation  
Criminology, penology and police science abstracts / Criminological Foundation  
Developmental Psychology  
Journal of Adolescence  
Journal of Clinical Psychology  
Journal of Legal and Criminological Psychology  
Journal of Applied Behavior Analysis  
Personality and Individual Differences

2. 電子データベースのキーワード検索:

Psyque (スペイン語データベース)  
Current Contents  
Criminal Justice Abstracts  
Dissertation Abstracts  
Education Full Text.  
ERIC (Education Resource Information Clearinghouse).  
Humanities Abstracts  
Medline  
PAIS International (Public Affairs Information Service)  
PsycINFO (Psychological Abstracts)  
Serfile  
Sigle  
Social Sciences Citation Index  
Sociofile (Sociological Abstracts and Social Planning and Development Abstracts)  
(クーリー博士は、ドイツ語の関連データベースを検索する。)

3. 施設で勤務している、レビューワの知っている研究者、ないし、収容されている、重大な非行を犯した少年の行動の改善ないし同様のテーマのプログラムを行っている論文の著者への、電子メールないし郵便による依頼
4. 書籍、論文、メタ・アナリシスなどの文書の探索
5. 評判のよい検索エンジンである Altavista と Google を用いたインターネット検索
6. 英コクランセンターが開発し、ペンシルベニア大学(教育学研究科)が管理している、「キャンベル 共同計画 Social, Psychological, Educational & Criminological Trials Register (C2-SPECTR)広範探索」を用いた検索 (Petrosino ら, 2000)。

## 研究の適格性

二人のレビューワは、見出された全ての研究の、タイトルと要旨を吟味し、ついで、全ての適格研究の写しを評価する。レビューワの信頼性を評価するための尺度をデザインして用いる。

選ばれた研究の完全な報告を入手して読む。レビューワは、チェックリストを用いて研究の適格性を評価する。この尺度は、MacKenzie, Wilson & Kilder (2001)が、ブートキャンプの系統的レビューのために用いた適格性チェックリスト(version 9/26/00)を下敷きにしており、このレビュー特有のニーズに応じて修正した。

このチェックリスト(補遺1)は適格性の基準を示しており、試行として 10 件の研究に適用した。この試行の結果に基づき、いくつかの項目を変更した。

補遺2と補遺3に、含まれた研究と含まれなかった研究の例を示す。

### 一次研究で用いられている方法の記述

少年犯罪者の処遇研究の分野では、実証的な評価研究を目的とした研究はほとんどない。探索の結果、見出した研究の多くは、特定のアプローチの質や施設管理上のいくつかの問題に関する最良の方法の理論的な検討を行ったものであった。また、見出した研究の多くは、本レビューが対象としている若者、すなわち、暴力非行少年を意図的に除外していた。例えば、補遺3の例3に示した、指導的家庭モデルについて報告している、Kirigin ら(1982)の研究は、プログラムは、殺人、強姦、強盗などのように暴力歴がある若者を受け入れなかったと明確に述べている。実証的アウトカムを示そうとしている研究もあるが、行われたデザインと分析が、根拠のある結論が与えるようなものではなかった。

サンプルは、その場の利便性にしがって選ばれており、しばしばとても小さい(対象者が8人から10人)。研究の結果は、一般的には、職員や収容者自身による質的な推測であり、あるいは、分析対象のプログラムの結果として改善したいくつかの活動に関するものである(例えば、学校の出席状況、規律違反報告、テストバッテリーや質問紙によるいくつかの心理学的変数)。Schlichter & Horan (1981)(補遺3の例1)は、施設された非行少年のストレス免疫訓練の効果の分析を試みているが、アウトカム尺度は、自己申告尺度と実験室でのロールプレイによるシミュレーションに限られている。

### 独立した知見を決定する基準

データの独立性の問題には、2つの可能性がある。第一に、同じサンプルの対象者について、選ばれた実証研究が、再犯、社会適応、心理適応など、複数のアウトカムを報告している可能性である。第二に、研究が、6か月後、12か月後、24か月後の再犯のように、アウトカム尺度を異なる時点で報告している可能性である。このデータの従属という問題を避けるために、2つの対策を提案する。

1. 第一の問題を解決するために、本レビューは、それぞれのアウトカム尺度、すなわち、再犯、社会適応、心理適応の尺度ごとに効果値(ES)を算出することを提案する。レビューは、再犯アウトカム尺度のメタ・アナリシス、社会適応アウトカム尺度のためのメタ・アナリシス、その他のアウトカム尺度のためのメタ・アナリシスというふうに、それぞれのアウトカム尺度ごとに、メタ・アナリシスを実施する。このようにして、それぞれのメタ・アナリシスは従属性の問題を避けることができる。
2. 第二の問題を解決するために、本レビューは、フォローアップ期間の最も長いデータのみ効果値(ES)を計算する。例えば、もしある研究が、アウトカム尺度を、6か月、12か月、24か月の3時点で報告していたら、フォローアップ期間の最も長い、24ヶ月の時点についてのみ効果値を計算する。このようにして、それぞれのメタ・アナリシスには、効果値の推定値を1つだけ求めるので、従属性の問題を避けることができる。

この2番目の対策は、もう少し複雑な対策と合わせて行うことができ、そうすればより完璧になる。仮に、多くの研究が、複数のアウトカム尺度(例えば、プログラム実施後6か月と12か月の時点のアウトカム尺度)を報告しているとして、データの従属性の問題を避けるために、それぞれの時点において、メタ・アナリシスを行い、異なる尺度ごとに効果値を計算することができる。この対策は、「アドホック」、つまり、研究を選択したところ、これらの選択した研究の大半が、同一の時間枠で報告をしている(つまり、選択されたすべての研究が、釈放後6か月、12か月、24か月の時点で、アウトカム尺度を報告している)ことが分かった場合にのみ行われる。

## コーディング・カテゴリー

選ばれた全ての研究の特徴を記録するために、予備的なコーディング・プロトコルを開発した。この第二の尺度は、第一の尺度同様、施設収容されている重大な非行少年のための矯正介入プログラムに関する文献のレビューに基づいて作成された。その他の系統的レビュー(例えば、ブートキャンプのレビュー(MacKenzie, Wilson & Kilder, 2001))や、以前のメタ・アナリシス(例えば、Marín-Martínez, Hidalgo, López, López, Moreno, Redondo, Rosa & Sánchez-Meca (2002))における経験を参考にした。

Lipsey (1994) と Sánchez-Meca (1997)の研究に基づき、コーディング手段は3つの変数群に分ける。

- (a) 実質的変数: 本レビューの対象の特徴、つまり、研究参加者、処遇及びその実施条件の特徴を表す変数群。
- (b) 方法論的変数: 選択された研究のデザインの質を表す変数群。
- (c) 外部変数: 本レビューの対象とは直接関連していないが、レビューの結果に影響を及ぼしうる研究の特徴を表す変数群。

コーディング手段は、補遺 4 に示す。

## 統計手法と約束ごと

### データ分析

データ分析のために、2つのソフトウェアを用いる。

Comprehensive Meta-analysis (Vers. 1.0.5) (Borenstein & Rothstein, 1999)

MetaWin (Vers. 2.0) (Rosenberg, Admas & Gurevitch, 2000)

選択された研究における調整変数の分布を記述するために表を用いて、データを提示する。表を用いることで、介入の特徴(処遇の理論的枠組み、期間、プログラムの密度など)、プログラムの対象者/参加者(年齢、罪種、性別)、介入の実施条件(プログラムが実施される段階、参加者の管理体制、国)、方法(群への参加者の割付のタイプ、損耗、フォローアップ期間)、外部変数(論文の公表時期と出典)を、体系的に示すことができる (Lipsey, 1994; Sánchez-Meca, 1997)。

調整変数が量的変数であるか質的変数であるかによって、度数とパーセント、平均、標準偏差などを用いる。

アウトカム尺度のタイプ(量的変数か二値変数か)に従い、異なる指標の効果値を用いる。2値アウトカム(例えば、再犯ありと再犯なし)と2群(介入群と統制群)ならば、2×2の分割表を作成する。この表に基づいて、オッズ比を算出し、Hasselblad & Hedges (1995; Rindskopf & Shadish (1998)も参照)が開発した変換式を用いて、標準化平均値差に変換する。

量的なアウトカム尺度を持つ研究の場合は、結果を群内標準偏差の推定値で割ることにより、処遇群と統制群の間の標準化平均値差を算出する。この手順は、研究が、平均と標準偏差を報告している場合や、T検定、分散分析などの推測統計検定の結果を報告している場合に用いる。

それぞれの研究の指標を求めたら、過大バイアス(positive bias)について、修正係数を用いて修正する。Hedges & Olkin (1985)が述べているように、過大バイアスは、サンプルサイズの小さいときに生じやすい。

欠損値の扱いは重要である。欠損値は欠損値のままとし、メタ・アナリシスで用いる他の研究から入手できるデータに基づいて推定を行って代替することはしない。可能かつ必要な場合には、入手できるデータの中央値を求めて、欠損値に代える。

このレビューの目的は、効果値の指標に関してとコーディングされた調整変数について統計手法を適用し、選択された研究のアウトカム尺度の量的統合を行うことである。

Hedges & Olkin (1985) と Cooper & Hedges (1994) が開発したメタ・アナリシスの手順を用いる。彼らに従い、それぞれの効果値を、その信頼性(つまり、分散の逆数)の関数によって重み付けをすることによって、平均効果値を算出する。この手順は、最大のサンプルサイズを持つ研究ほど、信頼性が高いので、統計分析においてより重みを持つことを意味する。

統計分析を、固定効果モデルとランダム効果モデルを用いて行う。

それぞれのメタ・アナリシス(先述したように、それぞれのアウトカム尺度(再犯、心理適応、社会適応など)について、別個のメタ・アナリシスを行う)では、以下の統計分析を適用する。

- 1 固定効果モデルとランダム効果モデルによって、全ての研究の包括的な平均効果値とその95%信頼区間を算出する。
- 2 選ばれた研究の効果値が均質かどうかを知るために、均質性検定を算出する。
- 3 均質性検定の結果が統計的に有意ならば、どの質的ないし量的な調整変数が効果値に影響を与えているかを示して、不均質さを説明する。  
調整変数が質的(例えば、介入の理論モデル)であるときは、重み付け分散分析を用いる。  
調整変数が量的(例えば、サンプル・研究の対象者の年齢)であるときは、重み付け重回帰分析を用いる。
- 4 最後に、本レビューでは、調整変数のどのサブグループが、効果値のばらつきの大部分を説明しているのかを知るために、階層的重み付け重回帰分析を行う。

いくつかの感度分析を行う。

- 1 固定効果モデルとランダム効果モデルを用いることは、それ自体、用いた統計分析の感度分析である。2つのタイプのモデルで得られる結果が合致する場合は、本レビューの与える知見の支持となる。合致しない場合は、ランダム効果モデルから得られる結果を本レビューの結論の基礎とするほうが、より良いアプローチである。なぜなら、ランダム効果モデルのほうが、メタ・アナリシスの対象の研究の母集団の特徴とよりよく一致しているからである。
- 2 本レビューは、ランダム割付研究と非ランダム割付研究をともに含むので、研究方法の質が結果に影響を及ぼすかどうかを知るために、それぞれのタイプのデザインについて得られる効果値の比較分析を行う。2つのタイプのデザインの間には有意な違いがあれば、厳格なランダム割付研究から得られた結果を強調しつつ、タイプごとに、有効性を示すことが望ましい。
- 3 もう一つの感度分析は公表バイアスに関するものである。公表されていない研究から得られた効果値と、公表された研究から得られた効果値を比較して、両者に差があるかどうかを分析する。公表されていない研究の数が十分でない場合には、有効性の結果が一貫しているかどうかを知るために Orwin (1983) が開発した「フェイルセーフ指標」を用いる。

## 5. 時間枠

2002年 11月	包含基準のパイロットテスト
2003年 1月	研究コードとデータ収集のパイロットテスト
2003年 9月	全ての関連研究の収集の終了

2003年 11月	見出された選択された研究のコーディングの終了
2004年 1月	データ分析
2004年 6月	最終レポート

## 6. レビューを更新する計画

一回目のレビューと同じキーワードを用いて、所定のデータベースの検索を繰り返すことにより、毎年更新する。

## 7. 謝辞

Julio Sánchez-Meca 博士(University of Murcia, Spain)博士は、統計手順のコンサルタントとしてこのプロトコルに貢献した。

## 8. 利害葛藤

表明すべき利害葛藤はない。

## 9. 文献

- Andrews, D.A., Zinger, I.; Hoge, R.D., Bonta, J., Gendreau, P., & Cullen, F.T. (1990). Does correctional treatment work? A clinically relevant and psychologically informed meta-analysis. *Criminology*, 28, 369-404.
- Borenstein, M. & Rothstein, H. (1999). *Comprehensive Meta-analysis: A computer program for research synthesis*. Englewood Cliffs, NJ: Biostat.
- Capaldi, D.M. & Patterson, G.R. (1996). Can violent offenders be distinguished from frequent offenders? Prediction from childhood to adolescence. *Journal of Research in Crime and Delinquency*, 33, 206-231.
- Cooper, H. & Hedges, L.V. (Eds.) (1994). *Handbook of research synthesis*. New York: Sage.
- Department of Juvenile Justice. Bureau of Data and Research. (1998). Chronic Offenders: FY 1996-97. Research Digest, 9. [On line] <http://www.djj.state.fl.us/RnD>.
- Empey, L. & Lubeck, S. (1971). *The Silverlake Experiment*. Chicago: Aldine.
- Fagan, J. (1995). Separating the men from the boys. The comparative advantage of juvenile versus criminal court sanctions on recidivism among adolescent felony offenders. In J.C. Howell, B. Krisberg, J.D. Hawkins & J.J. Wilson (Eds.), *Serious, Violent & Chronic juvenile offenders* (pp. 238-260). Thousand Oaks, CA: Sage.
- Farrington, D.P. (in press, a). Key results from the first forty years of the Cambridge Study in delinquent development. In T.P. Thornberry & M.D. Krohn (Eds.), *Longitudinal research in the social and behavioural sciences*. N.Y.: Kluwer/Plenum.
- Farrington, D.P. (in press, b). Multiple risk factors for multiple problem violent boys. In R.D. Corrado, R. Roesch, S.D. Hart & J.K. Gierowski (Eds.), *Multi-problem violent youth: A foundation for comparative research on needs, interventions and outcomes*. Amsterdam: IOS press
- Fuhrman, B.S. (1986). *Adolescence, Adolescents*. Boston: Little Brown.
- Garrido, V., Stangeland, P., & Redondo, S. (2001). *Principios de Criminología ?Principles of Criminology?*. Valencia: Tirant Lo Blanch.
- Haddock, C.K., Rindskopf, D. & Shadish, W.R. (1998). Using odds ratios as effect sizes for metaanalysis of dichotomous data: A primer on methods and issues. *Psychological Methods*, 3, 339-353.
- Hasselblad, V. & Hedges, L.V. (1995). Meta-analysis of screening and diagnostic tests. *Psychological Bulletin*, 117, 167-178.
- Hagell, A. & Newburn, T. (1994). *Persistent young offenders*. London: policy Studies Institute.

- Hawkins, D.F., Laub, J.H., & Lauritsen, J.L. (1998). Race, ethnicity, and serious juvenile offending. In R. Loeber & D.P. Farrington (Eds.), *Serious and violent juvenile offenders. Risk factors and successful interventions*. (30–46). Thousand Oaks, CA: Sage.
- Hedges, L.V. & Olkin, I. (1985). *Statistical methods for meta-analysis*. Orlando, FL: Academic Press.
- Henggeler, S.W. (1999). Multisystemic Therapy: An overview of Clinical Procedures Outcomes, and Policy Implications. *Child Psychology and Psychiatry*, 4, 1, 2–10.
- Krisberg, B., Currie, E., Onek, D., & Wiebush, R.G. (1995). Graduated sanctions for serious, violent and chronic juvenile offenders. . In J.C. Howell, B. Krisberg, J.D. Hawkins & J.J. Wilson (Eds.), *Serious, Violent & Chronic juvenile offenders*, (pp. 142–161). Thousand Oaks, CA: Sage.
- Krisberg, B. & Howell, J.C. (1998). The impact of the juvenile justice system and prospects for graduated sanctions in a comprehensive strategy. In R. Loeber & D.P. Farrington (Eds.), *Serious and violent juvenile offenders. Risk factors and successful interventions*, (pp. 346–366). Thousand Oaks, CA: Sage.
- Krohn, M.D., Thornberry, T.P., Rivera, C. & LeBlanc, M. (2001). Later delinquency careers. In R. Loeber & D.P. Farrington (Eds.), *Child delinquents: Development, intervention and service needs*, (pp. 67–93). Thousand Oaks, CA: Sage.
- Leschied, A.W., Bernfeld, G.A. & Farrington, D.P. (2001). Implementation issues. In G.A. Bernfeld, D.P. Farrington & A.W. Leschied (Eds.), *Offender rehabilitation in practice*, (pp. 3–19). Chichester: Wiley.
- Lipsey, M.W. (1994). Identifying potentially interesting variables and analysis opportunities. In H. Cooper, & L.V. Hedges (Eds.), *The Handbook of Research Synthesis*, (pp. 111–123). New York: Sage.
- Lipsey, M. W. & Wilson, D. PB. (1998). Effective intervention for serious juvenile offenders. In R. Loeber & D.P. Farrington (Eds.), *Serious and violent juvenile offenders*, (pp. 313–345). Thousand Oaks, CA: Sage.
- Loeber, R., Farrington, D.P., & Waschbusch, D.A. (1998). Serious and violent juvenile offenders. In R. Loeber & D.P. Farrington (Eds.), *Serious and violent juvenile offenders. Risk factors and successful intervention*,. (pp. 313–345). Thousand Oaks, CA: Sage.
- MacKenzie, D. L., Wilson, D. B., & Kider, S. B. (2001). Effects of correctional boot camps on offending. *The Annals of The American Academy of Political and Social Science*. Vol., 578, November, 126 – 143.
- Marín-Martínez, F., Garrido, V., Hidalgo, M.D., López, J.A., López, C., López, C., Moreno, P., Redondo, S., Rosa, A.I. & Sánchez-Meca, J. (2002). Eficacia de los programas de rehabilitación de delincuentes en Europa: un estudio meta-analítico. Reporte de investigación Fundación Séneca. Centro de coordinación de la investigación. Proyecto de investigación No. PB/34/FS/99.
- McGuire, J. (2001). What works in correctional intervention? Evidence and practical implications. In G.A. Bernfeld, D.P. Farrington & A.W. Leschied (Eds.), *Offender rehabilitation in practice*, (pp. 25–43). Chichester: Wiley.
- Orwin, R.G. (1983). A fails-safe N for effect size in meta-analysis. *Journal of Educational Statistics*, 8, 157–159.
- Petrosino, A., Boruch, R.F., Rounding, C., McDonald, S. & Chalmers, I. (2000) Assembling a social , psychological, educational and criminological trials register (SPECTR). Evaluation Research in Education. Forthcoming. Xxxx
- Redondo, S. (1993). Evaluar e intervenir en las prisiones. Evaluating and intervening at the prisons. Barcelona: Promociones y Publicaciones Universitarias.
- Redondo, S., Garrido, V., & Sánchez-Meca, J. (1997). What works in correctional rehabilitation in Europe: A meta-analytic review. In S. Redondo, V. Garrido, J. Pérez, & R. Barberet (Eds.), *Advances in psychology and law: International contributions*, (pp. 499–523). Berlin: De Gruyter.

- Redondo, S., Sánchez-Meca, J., & Garrido, V. (1999). The influence of treatment programmes on the recidivism of juvenile and adult offenders: An European meta-analytic review. *Psychology, Crime, & Law*, 5, 251-278.
- Redondo, S., Sánchez-Meca J. & Garrido, V. (2002) Crime Treatment In Europe: A Final View Of The Century And Future Perspectives. In McGuire, J. (Ed.), *Offender rehabilitation and treatment: Effective programmes and policies to reduce re-offending*. Sussex, England: Wiley.
- Rosenberg, M.S., Admas, D.C. & Gurevitch, J. (2000). *MetaWin: Statistical software for meta-analysis with resampling tests*. Sunderland, MA: Sinauer Assoc.
- Ross, R., & Fabiano, E.A. (1985). *Time to think: A cognitive model of delinquency prevention and offender rehabilitation*. Johnson City, TN: Institute of Social Sciences and Arts.
- Ross, R., & Ross, R. (1995). *Thinking Straight*. Ottawa: Air Training & Publications.
- Sánchez-Meca, J. (1997). Methodological issues in the meta-evaluation of correctional treatment. In S. Redondo, V. Garrido, J. Pérez, & R. Barberet (Eds.), *Advances in psychology and law: International contributions*, (pp. 486-498). Berlin: De Gruyter.
- Rutter, M., Giller, H. & Hagell, A. (1998). *Antisocial behavior by young people*. New York: Cambridge University.
- Serin, R.C. & Preston, D.L. (2001). Designing, implementing and managing treatment programs for violent offenders. In G.A. Bernfeld, D.P. Farrington & A.W. Leschied (Eds.), *Offender rehabilitation in practice*, (pp. 205-221). Chichester: Wiley.
- Sherman, L. W., Gottfredson, D.C., MacKenzie, D.L., Eck, J. E., Reuter, P. & Bushway, S.D. (1997). *Preventing Crime: What Works, What Doesn't, What's Promising*. Washington, D.C.: U.S. Department of Justice, National Institute of Justice.
- Statting, H. & Magnusson, D. (1991). Stability and changing criminal behaviour up to age 30. *British Journal of Criminology*, 31, 327-346.
- Thornberry, T.P., Huizinga, D. & Loeber, R. (1995) The prevention of serious delinquency and violence. In J.C. Howell, B. Krisberg, J.D. Hawkins & J.J. Wilson (Eds.), *Serious, Violent & Chronic juvenile offenders*, (pp. 213-237). Thousand Oaks, CA: Sage.
- Tolan, P. & Guerra, N. (1994). What Works in Reducing Adolescent Violence: An Empirical Review of the Field. Center for the Study and Prevention of Violence Institute for Behavioral Sciences. University of Colorado.
- Welsh, B.C. & Farrington, D.P. (2001). Evaluating the economic efficiency of correctional intervention programs. In Bernfeld, G.A., Farrington, D.P. & Leschied, A.W. (Eds.), *Offender Rehabilitation in practice*, (pp. 45-65). Chichester: Wiley.
- Wiebush, R. G., Baird, C., Krisberg, B. & Onek, D. (1995). Risk Assessment and Classification for Serious, Violent, and Chronic Juvenile Offenders. In J.C., Howell et al (Eds.), *Serious, Violent and Chronic Juvenile Offenders*, (pp.171 - 212). Sage.
- Wilson, J.J., & Howell, J.C. (1995). Comprehensive strategy for serious, violent and chronic juvenile offenders. In J.C. Howell, B. Krisberg, J.D. Hawkins & J.J. Wilson (Eds.), *Serious, Violent & Chronic juvenile offenders*, (pp. 36-46). Thousand Oaks, CA: Sage.

## 1. 補遺

### 補遺1 適格性チェックリスト

#### I. 研究登録

1. 研究番号						
2. 著者						
3. 報告日						
4. タイトル						
5. コード者名:						
6. 適格性判断日						
7. 文書の状態:						
	1. 適格 ○	2. レビューに関連 ○	3. 不適格 ○			
8. Shermanら(1997)の尺度に従った研究デザインに関する方法論的な厳格さの評価	0	1	2	3	4	5

#### II. 適格性の基準

1. 少年犯罪者: 適格研究は、以下の2つの基準を満たさなければならない。1 つしか持たなければ、選択されない。			
はい	いいえ	不明	包含基準
			1.1. 研究が、研究の期間内に、罪を犯したことにより、成人ないし少年司法制度で、司法処分を受けたか有罪宣告を受けたサンプルについて報告している。
			1.2 サンプルは、12 歳から 21 歳である。
所見:			

<b>2. 重大な(暴力的で常習的な)少年犯罪者:</b> 適格研究は、以下3つの基準のうち1つを満たさなければならない。そして2つの除外基準に当てはまってはならない。			
はい	いいえ	不明	包含基準
			2.1. 研究において、少年の50%超が、以下の暴力犯罪歴を有する。謀殺(未遂)、殺人、誘拐、暴行(加重暴行を含む)、武装強盗、自動車窃盗、自由意志による故殺、交通危険罪、現住建造物放火。その他、暴力や銃・刃物等の武器による、重大な傷害により、他者の生命や尊厳を脅かす犯罪を含む。
			2.2. 参加者の50%超が、暴力犯罪を除くいかなる種類の犯罪により3回以上の司法処分歴がある少年である。
			2.3. 暴力非行少年だけでは、サンプルの半数に達しない。しかし、常習的な少年と、暴力的な少年を合算すると、研究の全母集団の50%を超える。
はい	いいえ	不明	除外基準
			2.4. 評価対象の研究のサンプルの50%超が、性犯罪により、法的な処分を受けている。
			2.5. 研究のサンプルの50%超が、軽微な犯罪を犯して、法的な処分を受けたのが初めてである。
所見:			
<b>3. 施設内処遇:</b> 適格研究は、選択されるために、以下の包含基準と除外基準を満たさなければならない。			
はい	いいえ	不明	包含基準
			3.1. プログラム期間の50%超が、自らの非行行為に責任がある少年を拘禁し、構造化された処遇環境を提供する、刑務所、ボースタル、少年院、キャンプ、牧場、専門病院などの近代施設である、閉鎖施設つまり施設内処遇で実施される。
はい	いいえ	不明	除外基準
			3.2. プログラム期間の50%超が、社会内プログラム、つまり、養護や里親、グループホーム、定期収容など、一般的には、非行少年が日々地域と接触するようなプログラム(例えば、Achievement Place)である。
所見:			

<b>4. プログラム:</b> 適格研究は、選択されるためには、以下の2つの包含基準と除外基準を満たさなければならない。			
はい	いいえ	不明	包含基準
			4.1. 研究が、収容者が収容期間を終えた際に、プログラム終了後の、再犯を減らすことを目的とする一つ以上のプログラムの適用について報告している。
はい	いいえ	不明	除外基準
			4.2. 実施されたプログラムは、ブートキャンプまたはスケアードストレートである。
所見:			
<b>5. アウトカム尺度:</b> 適格研究は、矯正介入プログラムの効果を評価するために、その後の非行ないし犯罪行為をアウトカム変数として報告しなければならない。測定は、公的記録ないし自己申告に基づき、二値変数ないし連続尺度で報告される。適格研究は、以下の3つの基準のうちの少なくとも1つを報告しなければならない。			
はい	いいえ	不明	包含基準
			5.1. 研究が、全般的な再犯に関するアウトカム尺度を報告している。
			5.2. 研究が、自己申告による再犯に関するアウトカム尺度を報告している。
			5.3. 研究は、重大な再犯に関するアウトカム尺度を報告している。
所見:			
<b>6. 公表の特徴</b>			
はい	いいえ	不明	包含基準
			6.1. 研究は、1970年から2002年の間に、公表ないし執筆されている。
			6.2. 研究は、以下の言語(使用された言語に印をつける)のうちの1つで書かれている。
		1.英語	2.フランス語
		3.ドイツ語	
		4.イタリア語	5.ポルトガル語
		6.スペイン語	
所見:			

### III.このレビューで使われる可能性のある研究の内容の特徴

1.研究のタイプの特徴			
はい	いいえ	不明	包含基準
			1.1.研究は、量的研究であり、重大な(暴力的ないし常習的)非行少年に対するプログラムの実施に関する質的な情報も報告している。
			1.2.研究は、この尺度の第2部の適格基準を満たさない。しかし、その内容や参考文献が、このレビューと関連している。
所見:			

### IV.方法論の厳格さの査定

Shermanら(1997)の科学的方法論分類尺度

得点	基準
1	相関的な証拠(ある時点で、犯行の少なさが、プログラムの存在と関連する)。
2	選択バイアスの統計的統制を欠いた、何らかの比較(例えば、プログラム群と、等質でない統制群との比較。統制群なしで、介入の前後で測定したプログラム群)。
3	若干の統計的統制(例えば、プログラム群と類似した統制群の比較、前後比較や、実験群と統制群の比較など)。このカテゴリーの研究は、比較群と処遇群の背景に関する情報を持ち、この情報が結果にもたらす意味について何らかの説明を含む。
4	強力な統計的統制(例えば、マッチング、予測得点、統計的統制などによって、アウトカムに対する外的影響を統制した上での、プログラム群と統制群の比較)。
5	ランダム化実験。介入が行われる前に、ユニットが、無作為にプログラム群と対照群に割り付けられる。
0	評価された研究には、この尺度の、上記の得点の方法論的な厳格さの特徴がない。
所見:	

## 記入ガイドライン

### 適格性基準のチェックリスト

#### I. 研究登録

項目7と項目8は、チェックリスト全体が記入されたときにのみ、記入する

項目7を記入するために、レビューワは以下の基準を考慮しなければならない。

1. 適格である 評価された研究がこのチェックリストのⅡ (適格性の基準)で述べられている5つの適格性カテゴリーの全ての包含基準を満たし、同時に研究が、Shermanら(1997)の尺度で3点以上の得点を持っているとき。
2. レビューと関連している この評定は、次の2つの状況で使われる。  
評価された研究がチェックリストのⅡのすべての基準を満たさないが、Ⅲの基準を満たすとき。  
除外ないし包含についての決定をするのに十分な情報がないが、その内容ゆえに徹底的なレビューをすることが必要であるとき。
3. 適格でない 研究が、このチェックリストのⅡないしⅢの基準を満たさないとき。

#### II. 適格性基準

チェックリストのこの部分では、適格基準を16項目述べている。

少年犯罪者に関する包含基準2項目、重大な非行少年に関する包含基準3項目と除外基準2項目。施設収容状態に関する包含基準1項目と除外基準1項目、再犯減少を目指して実施されたプログラムに関する包含基準1項目と除外基準1項目、アウトカム尺度に関する包含基準3項目と、研究公表の特徴に関する包含基準2項目である。

それぞれ3つの基準の前に、欄が3つあり、「X」で、研究の特徴を記入する。各々の欄の意味は、以下のとおり。

- はい: 研究が、述べられている基準を満たす。  
いいえ: 研究が、述べられている基準を満たさない。  
その他: 研究が、評価基準に関する情報を欠いている。

最低、以下の基準を満たせば、研究は適格である。

少年犯罪者カテゴリー	2つの包含基準に「はい」
重大な(暴力的で常習的な)非行少年カテゴリー	3つの包含基準のうち1つに「はい」、2つの除外基準に「いいえ」
施設収容カテゴリー:	包含基準に「はい」、除外基準に「いいえ」
プログラムカテゴリー:	包含基準に「はい」、除外基準に「いいえ」
アウトカム尺度カテゴリー:	3つの包含基準のうち1つに「はい」
公表特徴のカテゴリー:	2つの包含基準に「はい」。レビューワーは、項目6.2で、報告が書かれた言語に「○」。

訳 田島秀紀（喜連川少年院）  
監訳 津富宏（静岡県立大学）

#### IV. 方法論の厳格さの査定

Sherman ら(1997)の科学的方法論分類尺度

この尺度で、3点以上の得点の場合、研究を選択する。研究デザインの状態に従って、レビューは、0点から5点の間で当てはまる得点に、「X」で印をつける。レビューは、研究が尺度上の(1点から5点の)得点に該当する方法論的厳格さの特徴を持たない可能性を示す得点を一つ追加した。この追加得点は、「0点」とする。

## 補遺 2 包含された研究の例

以下、包含された研究の例を3つ示す。それぞれについて、文献、要約、適格性チェックリストにおける記入例を示す。特に、これらの例については、チェックリストの「所見」欄に、若干の追加情報を示す。

### 例 1

#### 文献

Moody, E. (1997). Lessons from pair counseling with incarcerated juvenile delinquents. *Journal of Addictions and Offender Counseling*. Vol. 18 (1). 10-25.

#### 要約

施設収容された情緒的な問題を抱える少年犯罪者に対し、ペア・カウンセリングが、道徳的な推論を強化し、対人関係を改善し、再犯を減らす効果があるかどうかを知るために行われた。ケース研究における質的な結果が、他の収容者との関係の改善に対する支持を提供した。

### 適格性チェックリスト

#### I.研究登録

1. 研究番号	001					
2. 著者	Moody, E.					
3. 報告日	1997					
4. タイトル	施設収容された少年犯罪者に対する、ペアカウンセリングから得られたもの					
5. コード者名	LAMQ					
6. 適格性判断日	2002年7月30日					
7. 文書の状態						
	1. 適格 ○	2. レビューに関連 ○	3. 不適格 ○			
8. Shermanら(1997)の尺度に従った研究デザインに関する方法論的な厳格さの評価	0	1	2	3	4	5

## II.適格性の基準

**1. 少年犯罪者:** 適格研究は、以下の2つの基準を満たさなければならない。1 つしか持たなければ、選択されない。

はい	いいえ	不明	包含基準
X			1.1. 研究が、研究の期間内に、罪を犯したことにより、成人ないし少年司法制度で、司法処分を受けたか有罪宣告を受けたサンプルについて報告している。
X			1.2 サンプルは、12 歳から 21 歳である。

所見  
 処遇群と統制群の平均年齢は、14 歳であった。

**2. 重大な(暴力的で常習的な)少年犯罪者:** 適格研究は、以下3つの基準のうち 1 つを満たさなければならない。そして2つの除外基準に当てはまってはならない。

はい	いいえ	不明	包含基準
X			2.1. 研究において、少年の 50%超が、以下の暴力犯罪歴を有する。謀殺(未遂)、殺人、誘拐、暴行(加重暴行を含む)、武装強盗、自動車窃盗、自由意志による故殺、交通危険罪、現住建造物放火。その他、暴力や銃・刃物等の武器による、重大な傷害により、他者の生命や尊厳を脅かす犯罪を含む。
	X		2.2. 参加者の 50%超が、暴力犯罪を除くいかなる種類の犯罪により3回以上の司法処分歴がある少年である。
	X		2.3. 暴力非行少年だけでは、サンプルの半数に達しない。しかし、常習的な少年と、暴力的な少年を合算すると、研究の全母集団の 50%を超える。

はい	いいえ	不明	除外基準
	X		2.4. 評価対象の研究のサンプルの 50%超が、性犯罪により、法的な処分を受けている。
	X		2.5. 研究のサンプルの 50%超が、軽微な犯罪を犯して、法的な処分を受けたのが初めてである。

所見:  
 著者は、「この研究のためのサンプルは、ノースカロライナの少年院に収容された 28 人の若い、男子生徒によって構成されている。州には、ノースカロライナで最も危険な少年のために少年サービス部門が運営する 5 つの少年院がある。少年院へ入ることは、成人としての裁判にかけることができない少年たちにとって最も厳しい制裁である。処遇群における有罪判決の平均回数は 5.5 回で、統制群のそれは 3.9 回である。処遇群の 93%と、統制群の 64%には、暴力行為歴がある。処遇群の 50%と、統制群の 43%には、身体犯罪での有罪歴がある。」と述べている。

**3. 施設内処遇:** 適格研究は、選択されるために、以下の包含基準と除外基準を満たさなければならない。

はい	いいえ	不明	包含基準
X			3.1.プログラム期間の50%超が、自らの非行行為に責任がある少年を拘禁し、構造化された処遇環境を提供する、刑務所、ボースタル、少年院、キャンプ、牧場、専門病院などの近代施設である、閉鎖施設つまり施設内処遇で実施される。
はい	いいえ	不明	除外基準
	X		3.2. プログラム期間の50%超が、社会内プログラム、つまり、養護や里親、グループホーム、定期収容など、一般的には、非行少年が日々地域と接触するようなプログラム(例えば、Achievement Place)である。
所見: 処遇群は、平均 5.5 か月、少年院に収容されていた。 統制群は、平均 4.1 か月、少年院に収容されていた。			

**4. プログラム:** 適格研究は、選択されるためには、以下の2つの包含基準と除外基準を満たさなければならない。

はい	いいえ	不明	包含基準
X			4.1. 研究が、収容者が収容期間を終えた際に、プログラム終了後の、再犯を減らすことを目的とする一つ以上のプログラムの適用について報告している。
はい	いいえ	不明	除外基準
	X		4.2. 実施されたプログラムは、ブートキャンプまたはスケアードストレートである。
所見: この研究の全体的な目標は、ペア・カウンセリングが、少年犯罪者のための施設に適用可能かを調べることである。			
<p><b>5. アウトカム尺度:</b> 適格研究は、矯正介入プログラムの効果を評価するために、その後の非行ないし犯罪行為をアウトカム変数として報告しなければならない。測定は、公的記録ないし自己申告に基づき、二値変数ないし連続尺度で報告される。適格研究は、以下の3つの基準のうち少なくとも1つを報告しなければならない。</p>			
はい	いいえ	不明	包含基準
X			5.1.研究が、全般的な再犯に関するアウトカム尺度を報告している。
	X		5.2.研究が、自己申告による再犯に関するアウトカム尺度を報告している。
	X		5.3.研究は、重大な再犯に関するアウトカム尺度を報告している。
所見:			

6. 公表の特徴			
はい	いいえ	不明	包含基準
X			6.1.研究は、1970年から2002年の間に、公表ないし執筆されている。
X			6.2.研究は、以下の言語(使用された言語に印をつける)のうちの1つで書かれている。
		1. 英語 ○	2. フランス語
		3. ドイツ語	4. イタリア語
		5. ポルトガル語	6. スペイン語
所見:			

### III. このレビューで使われる可能性のある研究の内容の特徴

1. 研究のタイプの特徴			
はい	いいえ	不明	包含基準
X			1.1.研究は、量的研究であり、重大な(暴力的ないし常習的)非行少年に対するプログラムの実施に関する質的な情報も報告している。
	X		1.2.研究は、この尺度の第2部の適格基準を満たさない。しかし、その内容や参考文献が、このレビューと関連している。
所見:			

### IV. 方法論の厳格さの査定

Shermanら(1997)の科学的方法論分類尺度

得点	基準
1	相関的な証拠(ある時点で、犯行の少なさが、プログラムの存在と関連する)。
2	選択バイアスの統計的統制を欠いた、何らかの比較(例えば、プログラム群と、等質でない統制群との比較。統制群なしで、介入の前後で測定したプログラム群)。
3	若干の統計的統制(例えば、プログラム群と類似した統制群の比較、前後比較や、実験群と統制群の比較など)。このカテゴリーの研究は、比較群と処遇群の背景に関する情報を持ち、この情報が結果にもたらす意味について何らかの説明を含む。
4	強力な統計的統制(例えば、マッチング、予測得点、統計的統制などによって、アウトカムに対する外的影響を統制した上での、プログラム群と統制群の比較)。
5	ランダム化実験。介入が行われる前に、ユニットが、無作為にプログラム群と対照群に割り付けられる。
0	評価された研究には、この尺度の、上記の得点の方法論的な厳格さの特徴がない。

訳 田島秀紀 (喜連川少年院)  
監訳 津富宏 (静岡県立大学)

所見:

この研究のサンプルは無作為でなく選ばれた、28 人の若者である。カイ2乗検定は、若者の背景に関し、両群に有意差を示さなかった。処遇群のほうがより暴力的だが、有意差はなかった。全ての参加者は同じ施設の収容者で、研究に任意に参加した。

例 2

文献

Fagan, J. A. (1990). Treatment and Reintegration of Violent Juvenile Offenders: Experimental Results. *Justice Quarterly* 7:2. (6/90). p233-263.

要約

暴力的な少年犯罪は、少年司法制度の理念と社会復帰の有効性に関する政策的な議論の焦点となっている。少年暴力犯罪(VJO)プログラムは、常習的な暴力的少年犯罪者のための矯正介入を検証する実験である。4か所のプログラムが、再統合、ケースマネジメント、社会的学習過程、警備施設から地域の集中的な監督へのスーパービジョンへ段階的な社会復帰プログラムという、4つの主要な要素を持つ介入モデルをテストした。プログラム参加者と、通常の少年矯正プログラムに無作為に割付けされた若者の、再犯率と社会的アウトカムを比較した。実験的介入の実施は、プログラムによって異なる。研究の結果は、処遇を、いくつかの次元からなるベクトルとして測定すべきことを示唆している。Failure rates and arrest rates by time at risk strong implementation. 州立少年院に長期間収容し、釈放後は最小限の監督しか行わないというのではなく、再統合と移行支援が、矯正政策の焦点でなければならない。

所見

この研究は、このレビューに関連する4件の研究からなる。しかしながら、しかしながら、当初の適格性評価においては、4件の研究すべてのアウトカムを含む、データの一般的な報告を検討した。その後、(補遺4のコーディング手順に従い)4件の研究を一件ずつ、独立したデータとしてコード化する。

適格性チェックリスト

I. 研究登録

1. 研究番号	003					
2. 著者	Fagan, J.A.					
3. 報告日	1990					
4. タイトル	暴力的な少年犯罪者の処遇と再統合					
5. コード者名	LAMQ					
6. 適格性判断日	2002年8月20日					
7. 文書の状態:						
	1. 適格 <input type="radio"/>	2. レビューに関連 <input type="radio"/>	3. 不適格 <input type="radio"/>			
8. Shermanら(1997)の尺度に従った研究デザインに関する方法論的な厳格さの評価	0	1	2	3	4	5

II. 適格性の基準

1. 少年犯罪者: 適格研究は、以下の2つの基準を満たさなければならない。1つしか持たなければ、選択されない。			
はい	いいえ	不明	包含基準
X			1.1. 研究が、研究の期間内に、罪を犯したことにより、成人ないし少年司法制度で、司法処分を受けたか有罪宣告を受けたサンプルについて報告している。
X			1.2 サンプルは、12歳から21歳である。

所見:  
 年齢の範囲は、非常にせまい。17 才を超えて、プログラムに参加する若者はほとんどいない。

**2. 重大な(暴力的で常習的な)少年犯罪者:** 適格研究は、以下3つの基準のうち1つを満たさなければならない。そして2つの除外基準に当てはまってはならない。

はい	いいえ	不明	包含基準
X			2.1. 研究において、少年の 50%超が、以下の暴力犯罪歴を有する。謀殺(未遂)、殺人、誘拐、暴行(加重暴行を含む)、武装強盗、自動車窃盗、自由意志による故殺、交通危険罪、現住建造物放火。その他、暴力や銃・刃物等の武器による、重大な傷害により、他者の生命や尊厳を脅かす犯罪を含む。
	X		2.2. 参加者の 50%超が、暴力犯罪を除くいかなる種類の犯罪により3回以上の司法処分歴がある少年である。
	X		2.3. 暴力非行少年だけでは、サンプルの半数に達しない。しかし、常習的な少年と、暴力的な少年を合算すると、研究の全母集団の 50%を超える。
はい	いいえ	不明	除外基準
	X		2.4. 評価対象の研究のサンプルの 50%超が、性犯罪により、法的な処分を受けている。
	X		2.5. 研究のサンプルの 50%超が、軽微な犯罪を犯して、法的な処分を受けたのが初めてである。

所見:  
 著者は「暴力的な少年犯罪者(N=227)は、1981 年-85 年の間に 4 つの都市の少年裁判所から選ばれた。対象者は、パート I 指標重罪のため司法処分を受けた者で、「主要な」重罪による司法処分歴がある者である。・・・今回ないし以前、特定の暴力犯罪(殺人、加重暴行、武装強盗、強姦と、その未遂)を行った者を、暴力的な若者として選んだ。これらの犯罪のいずれか、ないし、何らかの暴力的な重罪のいずれかにより、過去に、司法処分を受けたことがある者も含めた。」と述べている。治療群の過去の平均起訴回数は 8.3 回、統制群は 7.9 回であった。治療群の過去の平均司法処分回数は 3.5 回で、統制群は 3.0 回であった。約 70%は強盗や加重暴行、約 17%は殺人、13%は強姦で、司法処分を受けたことがある。

**3. 施設内処遇:** 適格研究は、選択されるために、以下の包含基準と除外基準を満たさなければならない。

はい	いいえ	不明	包含基準
X			3.1. プログラム期間の 50%超が、自らの非行行為に責任がある少年を拘禁し、構造化された処遇環境を提供する、刑務所、ボースタル、少年院、キャンプ、牧場、専門病院などの近代施設である、閉鎖施設つまり施設内処遇で実施される。
はい	いいえ	不明	除外基準

	X		3.2. プログラム期間の 50%超が、社会内プログラム、つまり、養護や里親、グループホーム、定期収容など、一般的には、非行少年が日々地域と接触するようなプログラム(例えば、Achievement Place)である。
所見: 介入の大半は、施設内で行われた。仮釈放期間の、地域での居住と監督による治療の期間は、施設内処遇より短く、調整変数として分析した。			

<b>4. プログラム:</b> 適格研究は、選択されるためには、以下の2つの包含基準と除外基準を満たさなければならない。			
はい	いいえ	不明	包含基準
X			4.1. 研究が、収容者が収容期間を終えた際に、プログラム終了後の、再犯を減らすことを目的とする一つ以上のプログラムの適用について報告している。
はい	いいえ	不明	除外基準
	X		4.2. 実施されたプログラムは、ブートキャンプまたはスケアードストレートである。
所見:			
<b>5. アウトカム尺度:</b> 適格研究は、矯正介入プログラムの効果を評価するために、その後の非行ないし犯罪行為をアウトカム変数として報告しなければならない。測定は、公的記録ないし自己申告に基づき、二値変数ないし連続尺度で報告される。適格研究は、以下の3つの基準のうちの少なくとも1つを報告しなければならない。			
はい	いいえ	不明	包含基準
X			5.1. 研究が、全般的な再犯に関するアウトカム尺度を報告している。
X			5.2. 研究が、自己申告による再犯に関するアウトカム尺度を報告している。
X			5.3. 研究は、重大な再犯に関するアウトカム尺度を報告している。
所見:			
<b>6. 公表の特徴</b>			
はい	いいえ	不明	包含基準
X			6.1. 研究は、1970年から2002年の間に、公表ないし執筆されている。
X			6.2. 研究は、以下の言語(使用された言語に印をつける)のうちの1つで書かれている。
		1.英語 ○	2.フランス語
		4.イタリア語	3.ドイツ語
			5.ポルトガル語
			6.スペイン語
所見:			

### III.このレビューで使われる可能性のある研究の内容の特徴

1.研究のタイプの特徴			
はい	いいえ	不明	包含基準
X			1.1.研究は、量的研究であり、重大な(暴力的ないし常習的)非行少年に対するプログラムの実施に関する質的な情報も報告している。
	X		1.2.研究は、この尺度の第2部の適格基準を満たさない。しかし、その内容や参考文献が、このレビューと関連している。
所見:			

### IV.方法論の厳格さの査定

Shermanら(1997)の科学的方法論分類尺度

得点	基準
1	相関的な証拠(ある時点で、犯行の少なさが、プログラムの存在と関連する)。
2	選択バイアスの統計的統制を欠いた、何らかの比較(例えば、プログラム群と、等質でない統制群との比較。統制群なしで、介入の前後で測定したプログラム群)。
3	若干の統計的統制(例えば、プログラム群と類似した統制群の比較、前後比較や、実験群と統制群の比較など)。このカテゴリーの研究は、比較群と処遇群の背景に関する情報を持ち、この情報が結果にもたらす意味について何らかの説明を含む。
4	強力な統計的統制(例えば、マッチング、予測得点、統計的統制などによって、アウトカムに対する外的影響を統制した上での、プログラム群と統制群の比較)。
5	ランダム化実験。介入が行われる前に、ユニットが、無作為にプログラム群と対照群に割り付けられる。
0	評価された研究には、この尺度の、上記の得点の方法論的な厳格さの特徴がない。
所見: 参加者は、実験プログラム(n=122)ないし通常の少年矯正(n=105)に無作為に割付けられた。「逮捕と起訴の手続きが地域によって異なることによるオーバーサンプリングを避け、また、実際に暴力行為が行われたことを立証するための証拠と手続きの一貫した基準を提供するために、意図的に、適格性のための法的基準を、厳格にした。その結果、一部の暴力的な若者の一部は明らかに除外されたが、サンプリングにおける疑陽性のエラーは最小に留められた。Faganら(1986)は、マッチングした地域における、施設収容されなかった若者と比較することで、サンプルの正しさを確認した(Fagan, p. 248)。	

例 3

文献

Guerra, N. & Slaby, R. (1990). Cognitive mediators of aggression in adolescent offenders: II. Intervention. *Developmental Psychology*. Vol. 26 (2). 269 - 277.

要約

社会的認知発達モデルに基づく12回のセッション介入プログラムは、攻撃性と相関があると認められた認知要因を修正することを目的としてデザインされた(Slaby & Guerra, 1988)。攻撃的な犯罪のために施設に収容された120人の男女の少年が、認知修正訓練プログラム群、注意のみを受ける統制群、非治療群のいずれかに参加した。2つの統制群の被験者と比較して、治療群の被験者は、スタッフの評価によると、社会問題解決スキルを増加させ、攻撃性を支持する信念を減少させ、攻撃的で衝動的で柔軟性でない行動を減少させた。検査後の攻撃性は、認知要因の変化に直接関連していた。釈放後24か月間の仮釈放違反者の数に、群間の差は見出せなかった。認知スキルと信条の変化が、攻撃行動の変化を媒介する仕方について議論がなされた。

適格性チェックリスト

I. 研究登録

1. 研究番号	010				
2. 著者	Guerra, N. & Slaby, R.				
3. 報告日	1990				
4. タイトル	少年犯罪者の攻撃性の認知的媒介: II				
5. コード者名	LAMQ				
6. 適格性判断日	8月30日				
7. 文書の状態:					
	1. 適格 <input checked="" type="radio"/>	2. レビューに関連 <input type="radio"/>	3. 不適格 <input type="radio"/>		
8. Shermanら(1997)の尺度に従った研究デザインに関する方法論的な厳格さの評価	0	1	2	3	4 5

II. 適格性基準

1. 少年犯罪者: 適格研究は、以下の2つの基準を満たさなければならない。1つしか持たなければ、選択されない。			
はい	いいえ	不明	包含基準
X			1.1. 研究が、研究の期間内に、罪を犯したことにより、成人ないし少年司法制度で、司法処分を受けたか有罪宣告を受けたサンプルについて報告している。
X			1.2 サンプルは、12歳から21歳である。
所見: 「対象者は120人の少年であり、男女は半々で、15歳から18歳にわたっていた(平均年齢=17歳2か月)」(p. 270)。			
2. 重大な(暴力的で常習的な)少年犯罪者: 適格研究は、以下3つの基準のうち1つを満たさなければならない。そして2つの除外基準に当てはまってはならない。			
はい	いいえ	不明	包含基準

X			2.1. 研究において、少年の 50%超が、以下の暴力犯罪歴を有する。謀殺(未遂)、殺人、誘拐、暴行(加重暴行を含む)、武装強盗、自動車窃盗、自由意志による故殺、交通危険罪、現住建造物放火。その他、暴力や銃・刃物等の武器による、重大な傷害により、他者の生命や尊厳を脅かす犯罪を含む。
	X		2.2. 参加者の 50%超が、暴力犯罪を除くいかなる種類の犯罪により3回以上の司法処分歴がある少年である。
	X		2.3. 暴力非行少年だけでは、サンプルの半数に達しない。しかし、常習的な少年と、暴力的な少年を合算すると、研究の全母集団の 50%を超える。
はい	いいえ	不明	除外基準
	X		2.4. 評価対象の研究のサンプルの 50%超が、性犯罪により、法的な処分を受けている。
	X		2.5. 研究のサンプルの 50%超が、軽微な犯罪を犯して、法的な処分を受けたのが初めてである。
<p>所見:                  著者は「全ての対象者は、一件以上の暴力的な犯罪行為(すなわち、暴行・殴打、強盗、強姦、殺人未遂、殺人)を犯したために、州の少年矯正施設に収容された。」と述べている(p. 270)。</p>			
<p><b>3. 施設内処遇:</b> 適格研究は、選択されるために、以下の包含基準と除外基準を満たさなければならない。</p>			
はい	いいえ	不明	包含基準
X			3.1. プログラム期間の 50%超が、自らの非行行為に責任がある少年を拘禁し、構造化された処遇環境を提供する、刑務所、ボースタル、少年院、キャンプ、牧場、専門病院などの近代施設である、閉鎖施設つまり施設内処遇で実施される。
はい	いいえ	不明	除外基準
	X		3.2. プログラム期間の 50%超が、社会内プログラム、つまり、養護や里親、グループホーム、定期収容など、一般的には、非行少年が日々地域と接触するようなプログラム(例えば、Achievement Place)である。
<p>所見:</p>			

<b>4. プログラム:</b> 適格研究は、選択されるためには、以下の2つの包含基準と除外基準を満たさなければならない。			
はい	いいえ	不明	包含基準
X			4.1. 研究が、収容者が収容期間を終えた際に、プログラム終了後の、再犯を減らすことを目的とする一つ以上のプログラムの適用について報告している。
はい	いいえ	不明	除外基準
	X		4.2. 実施されたプログラムは、ブートキャンプまたはスケアードストレートである。
所見 「治療群に割り当てられた被験者は、社会的問題解決するスキルの欠陥を補い、攻撃性の使用を支持する信念を修正するために、特別にデザインされたプログラムに参加した。」(p.271)。			
<b>5. アウトカム尺度:</b> 適格研究は、矯正介入プログラムの効果を評価するために、その後の非行ないし犯罪行為をアウトカム変数として報告しなければならない。測定は、公的記録ないし自己申告に基づき、二値変数ないし連続尺度で報告される。適格研究は、以下の3つの基準のうちの少なくとも1つを報告しなければならない。			
はい	いいえ	不明	包含基準
X			5.1. 研究が、全般的な再犯に関するアウトカム尺度を報告している。
	X		5.2. 研究が、自己申告による再犯に関するアウトカム尺度を報告している。
	X		5.3. 研究は、重大な再犯に関するアウトカム尺度を報告している。
所見:			
<b>6. 公表の特徴</b>			
はい	いいえ	不明	包含基準
X			6.1. 研究は、1970年から2002年の間に、公表ないし執筆されている。
X			6.2. 研究は、以下の言語(使用された言語に印をつける)のうちの一つで書かれている。
		1.英語 ○	2.フランス語
		3.ドイツ語	4.イタリア語
		5.ポルトガル語	6.スペイン語
所見:			

### III.このレビューで使われる可能性のある研究の内容の特徴

#### 1.研究のタイプの特徴

はい	いいえ	不明	包含基準
X			1.1.研究は、量的研究であり、重大な(暴力的ないし常習的)非行少年に対するプログラムの実施に関する質的な情報も報告している。
	X		1.2.研究は、この尺度の第2部の適格基準を満たさない。しかし、その内容や参考文献が、このレビューと関連している。
所見:			

#### IV.方法論の厳格さの査定

Sherman ら(1997)の科学的方法論分類尺度

得点	基準
1	相関的な証拠(ある時点で、犯行の少なさが、プログラムの存在と関連する)。
2	選択バイアスの統計的統制を欠いた、何らかの比較(例えば、プログラム群と、等質でない統制群との比較。統制群なしで、介入の前後で測定したプログラム群)。
3	若干の統計的統制(例えば、プログラム群と類似した統制群の比較、前後比較や、実験群と統制群の比較など)。このカテゴリーの研究は、比較群と処遇群の背景に関する情報を持ち、この情報が結果にもたらす意味について何らかの説明を含む。
4	強力な統計的統制(例えば、マッチング、予測得点、統計的統制などによって、アウトカムに対する外的影響を統制した上での、プログラム群と統制群の比較)。
5	ランダム化実験。介入が行われる前に、ユニットが、無作為にプログラム群と対照群に割り付けられる。
0	評価された研究には、この尺度の、上記の得点の方法論的な厳格さの特徴がない。
所見 著者は、「・・・潜在的被験者は、(性別のバランスをとりつつ)3つの実験群のうち1つ、つまり、認知調整訓練群(CMT)、注意統制群(AC)、非治療統制群(NTC)に無作為に割付けられた。」と述べている。	

補遺 3  
 除外例

次に、除外された研究の例を3つ示す。それぞれについて、文献、要約、適格性チェックリストにおける記入例を示す。特に、これらの例については、補遺2にあるように、チェックリストの「所見」欄に、若干の追加情報を示す。

例 1

文献:

Schlichter, K. J., & Horan, J. J. (1981). Effects of stress inoculation on the anger and aggression management skills of institutionalized juvenile delinquents. *Cognitive Therapy and Research*, 5(4), 359-365.

要約

怒りを誘発する挑発に応じて言語的・身体的な攻撃を示す、施設収容された 38 人の男子非行少年を、3つの実験条件のうちの1つに無作為に割付けた。ストレス免疫訓練条件、(ストレス免疫訓練の一部の要素を除いた) 処遇要素条件、非治療統制条件である。2つの積極的な治療条件が、3つの自己申告尺度における怒りと攻撃性を減少させた。ストレス免疫訓練だけが、実験室でのロールプレイによる挑発に対する言語的攻撃を減少させた。2つの負荷分析が、後者の有意差が見せ掛けではないことを示唆している。実験は、施設における行動評価には無効果だったが、効果がなかったのは、少なくとも一部は、施設における社会的心理作用のせいかもしれない。

適格性チェックリスト

I. 研究登録

1. 研究番号	006					
2. 著者	Schlichter, K.J. & Horan, J.J.					
3. 報告日:	1981					
4. タイトル	怒りと攻撃性マネジメントに対するストレス免疫の影響					
5. コード者名	LAMQ					
6. 適格性判断日	2002年8月26日					
7. 文書の状態						
	1. 適格 ○	2. レビューに関連 ○	3. 不適格 ○			
8. Shermanら(1997)の尺度に従った研究デザインに関する方法論的な厳格さの評価	0	1	2	3	4	5

II. 適格性の基準

1. 少年犯罪者: 適格研究は、以下の2つの基準を満たさなければならない。1つしか持たなければ、選択されない。			
はい	いいえ	不明	包含基準
X			1.1. 研究が、研究の期間内に、罪を犯したことにより、成人ないし少年司法制度で、司法処分を受けたか有罪宣告を受けたサンプルについて報告している。
X			1.2 サンプルは、12歳から21歳である。
所見:			

<b>2. 重大な(暴力的で常習的な)少年犯罪者:</b> 適格研究は、以下3つの基準のうち1つを満たさなければならない。そして2つの除外基準に当てはまってはならない。			
はい	いいえ	不明	包含基準
X			2.1. 研究において、少年の50%超が、以下の暴力犯罪歴を有する。謀殺(未遂)、殺人、誘拐、暴行(加重暴行を含む)、武装強盗、自動車窃盗、自由意志による故殺、交通危険罪、現住建造物放火。その他、暴力や銃・刃物等の武器による、重大な傷害により、他者の生命や尊厳を脅かす犯罪を含む。
	X		2.2. 参加者の50%超が、暴力犯罪を除くいかなる種類の犯罪により3回以上の司法処分歴がある少年である。
	X		2.3. 暴力非行少年だけでは、サンプルの半数に達しない。しかし、常習的な少年と、暴力的な少年を合算すると、研究の全母集団の50%を超える。
はい	いいえ	不明	除外基準
	X		2.4. 評価対象の研究のサンプルの50%超が、性犯罪により、法的な処分を受けている。
	X		2.5. 研究のサンプルの50%超が、軽微な犯罪を犯して、法的な処分を受けたのが初めてである。
所見 著者は、「全ての対象者は13歳から18歳までの審判を受けた男子少年で、(1)アメリカ合衆国北東部のある矯正施設に不定期収容された、(2)施設収容前に、言語的・身体的な攻撃歴がある、(3)2人の独立したユースワーカーによって、施設内で怒りの統制に関する重大な問題を示しているとして名前が挙げられた者である。もっとも困難な40人の少年が参加するように誘われ、38人が同意し、治療条件に無作為に割付けられた。」と述べている。			
<b>3. 施設内処遇:</b> 適格研究は、選択されるために、以下の包含基準と除外基準を満たさなければならない。			
はい	いいえ	不明	包含基準
X			3.1. プログラム期間の50%超が、自らの非行行為に責任がある少年を拘禁し、構造化された処遇環境を提供する、刑務所、ボースタル、少年院、キャンプ、牧場、専門病院などの近代施設である、閉鎖施設つまり施設内処遇で実施される。
はい	いいえ	不明	除外基準
	X		3.2. プログラム期間の50%超が、社会内プログラム、つまり、養護や里親、グループホーム、定期収容など、一般的には、非行少年が日々地域と接触するようなプログラム(例えば、Achievement Place)である。
所見:			

<b>4. プログラム:</b> 適格研究は、選択されるためには、以下の2つの包含基準と除外基準を満たさなければならない。			
はい	いいえ	不明	包含基準
	X		4.1. 研究が、収容者が収容期間を終えた際に、プログラム終了後の、再犯を減らすことを目的とする一つ以上のプログラムの適用について報告している。
はい	いいえ	不明	除外基準
	X		4.2. 実施されたプログラムは、ブートキャンプまたはスケアードストレートである。
<p>所見                  プログラムは、とりわけ施設環境で、非行少年の怒りの問題と攻撃性を統制し減らすことを目的とした。著者は、怒りの問題と再犯の関係については言及していない。</p>			
<b>5. アウトカム尺度:</b> 適格研究は、矯正介入プログラムの効果を評価するために、その後の非行ないし犯罪行為をアウトカム変数として報告しなければならない。測定は、公的記録ないし自己申告に基づき、二値変数ないし連続尺度で報告される。適格研究は、以下の3つの基準のうちの少なくとも1つを報告しなければならない。			
はい	いいえ	不明	包含基準
	X		5.1. 研究が、全般的な再犯に関するアウトカム尺度を報告している。
	X		5.2. 研究が、自己申告による再犯に関するアウトカム尺度を報告している。
	X		5.3. 研究は、重大な再犯に関するアウトカム尺度を報告している。
<p>所見                  この研究は、怒り尺度 (Anger Inventory)、想像挑発検査 (Imaginal Provocations Test) (Novaco, 1974)、ロールプレイ挑発検査 (Role-Played Provocations Test)、非合理的信念テスト (Irrational Beliefs Test) (Jones, 1969)、実験負荷アセスメント (Experimental Demand Assessment) に対する参加者の回答に関するアウトカム尺度を報告している。しかし、論文は、再犯に関するアウトカム尺度は一切報告していない。</p>			
<b>6. 公表の特徴</b>			
はい	いいえ	不明	包含基準
X			6.1. 研究は、1970年から2002年の間に、公表ないし執筆されている。
X			6.2. 研究は、以下の言語 (使用された言語に印をつける) のうちの1つで書かれている。
			1. 英語 ○
			2. フランス語
			3. ドイツ語
			4. イタリア語
			5. ポルトガル語
			6. スペイン語
所見:			

### III.このレビューで使われる可能性のある研究の内容の特徴

1.研究のタイプの特徴			
はい	いいえ	不明	包含基準
	X		1.1.研究は、量的研究であり、重大な(暴力的ないし常習的)非行少年に対するプログラムの実施に関する質的な情報も報告している。
	X		1.2.研究は、この尺度の第2部の適格基準を満たさない。しかし、その内容や参考文献が、このレビューと関連している。
所見:			

### IV.方法論の厳格さの査定

Sherman ら(1997)の科学的方法論分類尺度

得点	基準
1	相関的な証拠(ある時点で、犯行の少なさが、プログラムの存在と関連する)。
2	選択バイアスの統計的統制を欠いた、何らかの比較(例えば、プログラム群と、等質でない統制群との比較。統制群なしで、介入の前後で測定したプログラム群)。
3	若干の統計的統制(例えば、プログラム群と類似した統制群の比較、前後比較や、実験群と統制群の比較など)。このカテゴリーの研究は、比較群と処遇群の背景に関する情報を持ち、この情報が結果にもたらす意味について何らかの説明を含む。
4	強力な統計的統制(例えば、マッチング、予測得点、統計的統制などによって、アウトカムに対する外的影響を統制した上での、プログラム群と統制群の比較)。
5	ランダム化実験。介入が行われる前に、ユニットが、無作為にプログラム群と対照群に割り付けられる。
0	評価された研究には、この尺度の、上記の得点の方法論的な厳格さの特徴がない。
<p>所見                      被験者は、3人の男性の実験者のうちの1人に無作為に割り付けられた。各実験者は、ほぼ同数の、それぞれの治療条件下の被験者を担当した。著者は、各々の治療条件において生じた変化と、治療前・治療後・generalization ロースコアの平均値と標準偏差を報告している。</p>	

例 2  
 適格性チェックリスト

I. 研究登録

1. 研究番号	D005					
2. 著者	Michel Hagan & Robert King					
3. 報告日	1992					
4. タイトル	少年矯正施設における集中的な治療プログラムを修了した少年の再犯率					
5. コード者名	LAMQ					
6. 適格性判断日	2002年8月28日					
7. 文書の状態						
	1. 適格 ○	2. レビューに関連 ○	3. 不適格 ○			
8. Shermanら(1997)の尺度に従った研究デザインに関する方法論的な厳格さの評価	0	1	2	3	4	5

II. 適格性の基準

1. 少年犯罪者: 適格研究は、以下の2つの基準を満たさなければならない。1 つしか持たなければ、選択されない。

はい	いいえ	不明	包含基準
X			1.1. 研究が、研究の期間内に、罪を犯したことにより、成人ないし少年司法制度で、司法処分を受けたか有罪宣告を受けたサンプルについて報告している。
X			1.2 サンプルは、12 歳から 21 歳である。
所見 少年は裁判所により収容処分を受けた者である。年齢は 12 歳から 19 歳。			

2. 重大な(暴力的で常習的な)少年犯罪者: 適格研究は、以下3つの基準のうち 1 つを満たさなければならない。そして2つの除外基準に当てはまってはならない。

はい	いいえ	不明	包含基準
X			2.1. 研究において、少年の 50%超が、以下の暴力犯罪歴を有する。謀殺(未遂)、殺人、誘拐、暴行(加重暴行を含む)、武装強盗、自動車窃盗、自由意志による故殺、交通危険罪、現住建造物放火。その他、暴力や銃・刃物等の武器による、重大な傷害により、他者の生命や尊厳を脅かす犯罪を含む。
	X		2.2. 参加者の 50%超が、暴力犯罪を除くいかなる種類の犯罪により3回以上の司法処分歴がある少年である。
	X		2.3. 暴力非行少年だけでは、サンプルの半数に達しない。しかし、常習的な少年と、暴力的な少年を合算すると、研究の全母集団の 50%を超える。
はい	いいえ	不明	除外基準
	X		2.4. 評価対象の研究のサンプルの 50%超が、性犯罪により、法的な処分を受けている。

	X		2.5. 研究のサンプルの 50%超が、軽微な犯罪を犯して、法的な処分を受けたのが初めてである。
<p>所見                  Ethan Allen School の若者はすべて、成人であれば、6か月の拘禁刑によって罰しうる犯罪で有罪判決を受けている(p.351)。                  若者はすべて少なくとも1件の犯罪を犯している。ほとんどの若者は、多数回の身体犯の犯罪歴がある。財産犯しか犯したことがない若者はいなかった(p.351)。</p>			
<p><b>3. 施設内処遇:</b> 適格研究は、選択されるために、以下の包含基準と除外基準を満たさなければならない。</p>			
はい	いいえ	不明	包含基準
X			3.1. プログラム期間の 50%超が、自らの非行行為に責任がある少年を拘禁し、構造化された処遇環境を提供する、刑務所、ボースタル、少年院、キャンプ、牧場、専門病院などの近代施設である、閉鎖施設つまり施設内処遇で実施される。
はい	いいえ	不明	除外基準
	X		3.2. プログラム期間の 50%超が、社会内プログラム、つまり、養護や里親、グループホーム、定期収容など、一般的には、非行少年が日々地域と接触するようなプログラム(例えば、Achievement Place)である。
<p>所見                  この研究の対象となる若者は、ウィスコンシン州ウェールズにある、男子非行少年のための拘禁施設である Ethan Allen School で、処遇を受けた(p.351)。少年らの収容期間は、平均9か月であった。Ethan Allen School は、保健・社会サービス部(施設サービス局)の下にある。</p>			

<p><b>4. プログラム:</b> 適格研究は、選択されるためには、以下の2つの包含基準と除外基準を満たさなければならない。</p>			
はい	いいえ	不明	包含基準
X			4.1. 研究が、収容者が収容期間を終えた際に、プログラム終了後の、再犯を減らすことを目的とする一つ以上のプログラムの適用について報告している。
はい	いいえ	不明	除外基準
	X		4.2. 実施されたプログラムは、ブートキャンプまたはスケアードストレートである。
<p>所見                  この研究の対象者は、集中処遇ユニット(ITU)に移される前に、6か月以上、施設に収容されていた。集中処遇ユニットは、重症の心理的不調、行動上の問題、攻撃性に関する重要な問題をもつ少年に特化した、11床のプログラムである。                  ITU は向社会的な行動を促進するためにいくつかの処遇手段を併用しており、環境に基盤を置いた処遇プログラムとしてデザインされていた(p. 352)。                  ITU の収容少年は、Ethan Allen School の通常の学校プログラムに参加しつつ、さらに、全</p>			

員が、特別な教育サービスを受けていた。			
5. <b>アウトカム尺度:</b> 適格研究は、矯正介入プログラムの効果を評価するために、その後の非行ないし犯罪行為をアウトカム変数として報告しなければならない。測定は、公的記録ないし自己申告に基づき、二値変数ないし連続尺度で報告される。適格研究は、以下の3つの基準のうちの少なくとも1つを報告しなければならない。			
はい	いいえ	不明	包含基準
X			5.1.研究が、全般的な再犯に関するアウトカム尺度を報告している。
	X		5.2.研究が、自己申告による再犯に関するアウトカム尺度を報告している。
	X		5.3.研究は、重大な再犯に関するアウトカム尺度を報告している。
所見 プログラムを修了した少年の、後向き縦断的な再犯分析により、もっとも困難な少年集団を対象とするプログラムの治療的有効性が評価された。			
6. <b>公表の特徴</b>			
はい	いいえ	不明	包含基準
X			6.1.研究は、1970年から2002年の間に、公表ないし執筆されている。
X			6.2.研究は、以下の言語(使用された言語に印をつける)のうちの1つで書かれている。
			1.英語 ○      2.フランス語      3.ドイツ語
			4.イタリア語      5.ポルトガル語      6.スペイン語
所見:			

### Ⅲ.このレビューで使われる可能性のある研究の内容の特徴

1. <b>研究のタイプの特徴</b>			
はい	いいえ	不明	包含基準
	X		1.1.研究は、量的研究であり、重大な(暴力的ないし常習的)非行少年に対するプログラムの実施に関する質的な情報も報告している。
X			1.2.研究は、この尺度の第2部の適格基準を満たさない。しかし、その内容や参考文献が、このレビューと関連している。
所見:			

### Ⅳ.方法論の厳格さの査定

Shermanら(1997)の科学的方法論分類尺度

得点	基準
1	相関的な証拠(ある時点で、犯行の少なさが、プログラムの存在と関連する)。

2	選択バイアスの統計的統制を欠いた、何らかの比較(例えば、プログラム群と、等質でない統制群との比較。統制群なしで、介入の前後で測定したプログラム群)。
3	若干の統計的統制(例えば、プログラム群と類似した統制群の比較、前後比較や、実験群と統制群の比較など)。このカテゴリーの研究は、比較群と処遇群の背景に関する情報を持ち、この情報が結果にもたらす意味について何らかの説明を含む。
4	強力な統計的統制(例えば、マッチング、予測得点、統計的統制などによって、アウトカムに対する外的影響を統制した上での、プログラム群と統制群の比較)。
5	ランダム化実験。介入が行われる前に、ユニットが、無作為にプログラム群と対照群に割り付けられる。
0	評価された研究には、この尺度の、上記の得点の方法論的な厳格さの特徴がない。
所見 この研究は、ひとつのグループのみを扱っている。また、介入前後に測定した比較を報告していない。	

例 3

文献

Kirigin, K. A., Braukmann, C. J., Atwater, J. D., & Wolf, M. M. (1982). An evaluation of teaching-family (Achievement Place) group homes for juvenile offenders. *Journal of Applied Behavior Analysis*, 15(1), 116.

要約

少年犯罪は、有効であることが信頼できる、治療アプローチが見いだされていない、重大な問題である。このアウトカム評価は、少年犯罪者のための Teaching-Family グループホームの処遇期間中と処遇後の有効性を吟味した。この評価研究は、Teaching-Family アプローチの発展の原型となった、オリジナルの Achievement Place プログラム、12 か所での Achievement Place の追試、9 か所での比較グループホームプログラムを対象としていた。主たる従属変数は、裁判所と警察の文書から入手され、嫌疑のかかっている犯罪の数、嫌疑のかかっている犯罪に関与した若者の比率、施設に収容された若者の比率である。その他の従属変数は、グループホーム居住者を含むプログラムの受け手による、有効性の主観的な評価である。その結果、処遇期間中は、嫌疑のかかっている刑事犯罪の数、これらの刑事犯罪に関与した若者の比率、プログラムの受け手による評価については、Teaching-Family プログラムのほうが優れていた。受け手としての若者と学校教師による評価は、処遇期間中の、刑事犯罪の減少と、有意な逆相関を示した。非刑事犯罪(例えば、怠学、家出、夜間外出禁止令違反)については、有意差がなかった。処遇後の年には、いずれのアウトカム尺度についても、群間の差は有意でなかった。この結果は、非行処遇プログラムの評価における測定とデザインの問題として、また、Richard Jones とその同僚による Teaching Family グループホームの評価と関連して議論されている。

適格性チェックリスト

I.研究登録

1. 研究番号	008					
2. 著者	Kirigin, K. A., Braukmann, C. J., Atwater, J. D., & Wolf, M. M.					
3. 報告日	1982					
4. タイトル	少年犯罪者に対する teaching-family (Achievement Place) グループホームの評価					
5. コード者名	LAMQ					
6. 適格性判断日	2002年8月29日					
7. 文書の状態:						
	1. 適格 ○	2. レビューに関連 ○	3. 不適格 ○			
8. Shermanら(1997)の尺度に従った研究デザインに関する方法論的な厳格さの評価	0	1	2	3	4	5

II.適格性基準

1. 少年犯罪者: 適格研究は、以下の2つの基準を満たさなければならない。1 つしか持たなければ、選択されない。			
はい	いいえ	不明	包含基準
X			1.1. 研究が、研究の期間内に、罪を犯したことにより、成人ないし少年司法制度で、司法処分を受けたか有罪宣告を受けたサンプルについて報告している。
X			1.2 サンプルは、12 歳から 21 歳である。

所見  
 12 歳から 16 歳までの少年。

**2. 重大な(暴力的で常習的な)少年犯罪者:** 適格研究は、以下3つの基準のうち1つを満たさなければならない。そして2つの除外基準に当てはまってはならない。

はい	いいえ	不明	包含基準
	X		2.1. 研究において、少年の50%超が、以下の暴力犯罪歴を有する。謀殺(未遂)、殺人、誘拐、暴行(加重暴行を含む)、武装強盗、自動車窃盗、自由意志による故殺、交通危険罪、現住建造物放火。その他、暴力や銃・刃物等の武器による、重大な傷害により、他者の生命や尊厳を脅かす犯罪を含む。
X			2.2. 参加者の50%超が、暴力犯罪を除くいかなる種類の犯罪により3回以上の司法処分歴がある少年である。
	X		2.3. 暴力非行少年だけでは、サンプルの半数に達しない。しかし、常習的な少年と、暴力的な少年を合算すると、研究の全母集団の50%を超える。
はい	いいえ	不明	除外基準
	X		2.4. 評価対象の研究のサンプルの50%超が、性犯罪により、法的な処分を受けている。
	X		2.5. 研究のサンプルの50%超が、軽微な犯罪を犯して、法的な処分を受けたのが初めてである。

所見  
 著者は、「殺人、強姦、武装強盗のような暴力歴がある少年はプログラムは受け入れなかった。」と述べている。

**3. 施設内処遇:** 適格研究は、選択されるために、以下の包含基準と除外基準を満たさなければならない。

はい	いいえ	不明	包含基準
	X		3.1. プログラム期間の50%超が、自らの非行行為に責任がある少年を拘禁し、構造化された処遇環境を提供する、刑務所、ボースタル、少年院、キャンプ、牧場、専門病院などの近代施設である、閉鎖施設つまり施設内処遇で実施される。
はい	いいえ	不明	除外基準
X			3.2. プログラム期間の50%超が、社会内プログラム、つまり、養護や里親、グループホーム、定期収容など、一般的には、非行少年が日々地域と接触するようなプログラム(例えば、Achievement Place)である。

所見  
 社会内の居住型プログラム

<b>4. プログラム:</b> 適格研究は、選択されるためには、以下の2つの包含基準と除外基準を満たさなければならない。			
はい	いいえ	不明	包含基準
X			4.1. 研究が、収容者が収容期間を終えた際に、プログラム終了後の、再犯を減らすことを目的とする一つ以上のプログラムの適用について報告している。
はい	いいえ	不明	除外基準
	X		4.2. 実施されたプログラムは、ブートキャンプまたはスケアードストレートである。
所見 Achievement Place Teaching-Family ホーム			

<b>5. アウトカム尺度:</b> 適格研究は、矯正介入プログラムの効果を評価するために、その後の非行ないし犯罪行為をアウトカム変数として報告しなければならない。測定は、公的記録ないし自己申告に基づき、二値変数ないし連続尺度で報告される。適格研究は、以下の3つの基準のうちの少なくとも1つを報告しなければならない。			
はい	いいえ	不明	包含基準
X			5.1. 研究が、全般的な再犯に関するアウトカム尺度を報告している。
	X		5.2. 研究が、自己申告による再犯に関するアウトカム尺度を報告している。
	X		5.3. 研究は、重大な再犯に関するアウトカム尺度を報告している。
所見			
<b>6. 公表の特徴</b>			
はい	いいえ	不明	包含基準
X			6.1. 研究は、1970年から2002年の間に、公表ないし執筆されている。
X			6.2. 研究は、以下の言語(使用された言語に印をつける)のうちの一つで書かれている。
		1. 英語 ○	2. フランス語
		3. ドイツ語	4. イタリア語
		5. ポルトガル語	6. スペイン語
所見:			

### III. このレビューで使われる可能性のある研究の内容の特徴

#### 1. 研究のタイプの特徴

はい	いいえ	不明	包含基準
X			1.1.研究は、量的研究であり、重大な(暴力的ないし常習的)非行少年に対するプログラムの実施に関する質的な情報も報告している。
	X		1.2.研究は、この尺度の第2部の適格基準を満たさない。しかし、その内容や参考文献が、このレビューと関連している。
所見:			

#### IV.方法論の厳格さの査定

Sherman ら(1997)の科学的方法論分類尺度

得点	基準
1	相関的な証拠(ある時点で、犯行の少なさが、プログラムの存在と相関する)。
2	選択バイアスの統計的統制を欠いた、何らかの比較(例えば、プログラム群と、等質でない統制群との比較。統制群なしで、介入の前後で測定したプログラム群)。
3	若干の統計的統制(例えば、プログラム群と類似した統制群の比較、前後比較や、実験群と統制群の比較など)。このカテゴリーの研究は、比較群と処遇群の背景に関する情報を持ち、この情報が結果にもたらす意味について何らかの説明を含む。
4	強力な統計的統制(例えば、マッチング、予測得点、統計的統制などによって、アウトカムに対する外的影響を統制した上での、プログラム群と統制群の比較)。
5	ランダム化実験。介入が行われる前に、ユニットが、無作為にプログラム群と対照群に割り付けられる。
0	評価された研究には、この尺度の、上記の得点の方法論的な厳格さの特徴がない。
<p>所見          著者は、研究に要する時間と費用が不足したため、研究地点に近接した、Teaching-Familyホームに研究に参加するよう申し入れた(すべてが同意)ので、選択がランダムでないと述べている。          「少年の特徴を分析したところ、各群は比較できることが分かった」(p.3)。</p>	

#### 補遺 4

### コーディング様式 第1部 研究水準コーディング様式 [カッコ内は変数名]

1 研究番号コード[SC]

2 コード者のイニシャル[CI]

3 適格性判断日[DED]

4 この研究をコード化するのに、複数の文書を用いるならば、補足的研究を示す。

  

#### 外部変数

##### I. 研究登録

5 公表年 (研究が公表されていない場合は、報告書の日付を登録する) [PY]

6 タイトル

  

7 著者 [Ath]

  

8 著者番号 [NAth]

9 著者の専門 [PfAth]

	1. 心理学者
	2. 教育家
	3. 精神分析家
	4. ソーシャルワーカー
	5. その他(具体的に)

所見

10 助成機関名 [Agen]

11 公表のタイプ [PubTy]

	1. 雑誌論文
	2. 書籍
	3. 書籍(章)
	4. 政府報告書
	5. 未公表(技術報告書、学会大会論文、博士論文等)

訳 田島秀紀 (喜連川少年院)  
監訳 津富宏 (静岡県立大学)

	6. その他(具体的に)
--	--------------

12 研究の地理的な位置 [Locat]

--

13. 研究の時間的範囲(研究が実施されたが、公表されていない場合)

開始年

--

終了年

--

実質的変数  
II. サンプルの記述

14 サンプルの性別記述 [Sex]

	1 全て男性(90%以上が男性)
	2 男性のほうが女性より多い(60%から90%が男性)
	3 男女がおおよそ半々(50%が男性、50%が女性)
	4 女性のほうが男性より多い(60%から90%が女性)
	5 全て女性(90%以上が女性)
	6 この点について情報がない

15 サンプル平均年齢(歳) [SMA]

16 サンプル中の最低年齢 [YAS]

17 サンプル中の最高年齢 [OAS]

18 治療群の平均年齢(歳) [TG]

19 統制群の平均年齢(歳) [CG]

20 治療群の全ケース数 [TGN]

21 比較群・統制群の全ケース数[CGN]

22 心理的变化。サンプルの50%超が何らかの心理的变化を示したか[Alt]

	変化
	1 あり
	0 なし

23 前の項目の回答が「はい」だったら、次の質問に進む。変化のタイプを書く。サンプル中の対象者が示した変化。[AltTyp]

	変化のタイプ	サンプル中の%
	1. 行為障害/反社会的人格障害	
	2. 人格障害	
	3. 注意欠陥・多動障害	
	4. 精神発達遅滞	
	5. アルコール/薬物乱用障害	
	6. その他(具体的に)	

所見

24. サンプルの特徴 [SuTyp]

.	2.1. 研究において、少年の50%超が、以下の暴力犯罪歴を有する。謀殺(未遂)、殺人、誘拐、暴行(加重暴行を含む)、武装強盗、自動車窃盗、自由意志による故殺、交通危険罪、現住建造物放火。その他、暴力や銃・刃物等の武器による、重大な傷害により、他者の生命や尊厳を脅かす犯罪を含む。
---	--

訳 田島秀紀（喜連川少年院）  
監訳 津富宏（静岡県立大学）

	2.2. 参加者の 50%超が、暴力犯罪を除くいかなる種類の犯罪により3回以上の司法処分歴がある少年である。
	2.3. 暴力非行少年だけでは、サンプルの半数に達しない。しかし、常習的な少年と、暴力的な少年を合算すると、研究の全母集団の 50%を超える。

サンプルの特徴に関する所見

--

### III. 治療の記述

#### 25 治療群の介入タイプ[IntTypTG]

1	非行動療法的心理療法
2	教育的介入
3	行動療法的介入
4	対人スキルと認知行動療法的介入
5	規律と懲戒を厳しくすることによる、施設管理の強化
6	健康的な施設風土と治療的共同体
7	その他 具体的に

#### 26 介入プログラムの内容を記載 [ProgTG]

--

#### 27 比較・統制群の介入のタイプ[IntTypCG]

1	非行動療法的心理療法
2	教育的介入
3	行動療法的介入
4	対人スキルと認知行動療法的介入
5	規律と懲戒を厳しくすることによる、施設管理の強化
6	健康的な施設風土と治療的共同体
7	その他 具体的に

#### 28 統制群が通常行う活動内容を記載 [ProgCG]

--

#### 29 介入期間(月数) [LI]

1.	最小
2.	最大
3.	平均
4.	固定 (すべての対象者が同じ期間)

#### 30 介入の均質性[HomInt]

1.	高い
2.	低い

#### 31 介入の強度(対象者一人当たり、時間数×週数) [Intens]

--

#### 32 介入の大きさ(全体的な強度)(総時間数×対象者数)[Magnit]

--

#### 33 プログラムスーパービジョンの総時間数 [TSupv]

--

#### 34 アフターケアあるいはフォローアッププログラム部分の期間(週数)

--

#### 35 プログラムは高度に構造化されているか、つまり、あらかじめ決められた手順に従っているか。

1.	はい
2.	いいえ
3.	情報なし

介入プログラムを実施する人々に関する特徴

36 評価をした人は、査定をした人と、同じか(Ev=Ath)

	1. はい
	2. いいえ

37 介入プログラムを実施した人数 [NStaff]

38 誰が処遇を実施・提供するか [TStaff]

	1 司法制度に属する精神保健専門職
	2 司法制度から独立している精神衛生専門職
	3 精神保健専門職(司法制度に属しているかどうかの情報がない)
	4 司法制度に属する専門的教育職ないしソーシャルワーカー
	5 司法制度から独立している専門的教育職ないしソーシャルワーカー
	6 専門的教育職ないしソーシャルワーカー(司法制度に属しているかどうかの情報がない)
	7 その他の専門職 具体的に
	8 非専門職
	9 研究はこの点について利用できる情報を欠いている

39 プログラムが開始されてからの期間(月数)[TPro]

40 リスクとニーズの査定がされたというエビデンスがある [EvaRN]

	1 はい
	2 いいえ

リスクとニーズ査定に関する所見

#### IV. 治療環境の記述

41 場所:処遇の50%以上が行われている。[PlaceTG]

1	少年更生センター
2	少年刑務所(21歳未満)
3	成人刑務所
4	特別少年院(特別訓練学校)
5	キャンプ
6	牧場
7	病院
8	その他の施設 具体的に

42 拘禁施設で介入が行われているパーセント [Pinsi]

43 社会内で介入が行われているパーセント [Pincom]

44 統制群の場所[PlaceCG]

1	少年更生センター
2	少年刑務所(21歳未満)
3	成人刑務所
4	特別少年院(特別訓練学校)
5	キャンプ
6	牧場
7	病院
8	保護観察
9	ダイバージョン
10	仮釈放
11	社会内居住施設
12	その他

45 司法制度。治療群の対象者は、以下の司法制度への司法処分を受けた[JsSsTG]

1. はい	0.いいえ	—不明	司法制度
			少年
			成人
			少年と成人の混合

46.司法制度。統制群の対象者は、以下の司法制度への司法処分を受けた [SsJsCG]

1. はい	0.いいえ	—不明	司法制度
			少年
			成人
			少年と成人の混合

#### V.方法論の記述

47 方法論の厳格さの査定(シャーマンらの科学的方法分類測定 1997) [RgorSt].

得点	基準
3	若干の統計的統制(例えば、プログラム群と類似した統制群の比較、前後比較や、実験群と統制群の比較など)。
4	強力な統計的統制(例えば、マッチング、予測得点、統計的統制などによ

	って、アウトカムに対する外的影響を統制した上での、プログラム群と統制群の比較)。
5	ランダム化実験。介入が行われる前に、ユニットが、無作為にプログラム群と対照群に割り付けられる。

48 条件への割付けのタイプ [Assign]

	1. マッチング、層化、ブロッキング後の無作為化
	2. 単純無作為化(体系的サンプリングを含む)
	3. 非無作為化、事後マッチング
	4. 非無作為化、その他
	5. その他
	6. 不明

49 逮捕とは限らないが、過去の犯罪行動を測定している [Precri]

	1. はい
	2. いいえ

50 グループ間の当初の差に対処するために、統計分析において統制変数を使用[Coninva]

	1. はい
	2. いいえ

51 対象者レベルでのマッチング

	1. はい
	2. いいえ

52 介入前の差を統制/マッチングするために用いた変数のリスト


53 比較・統制群と治療群の間の、事前テストの差は報告されているか

	1. はい
	2. いいえ

54 事前テストにおける差に関し有意検定の情報が報告されている場合、その結果は

	同等または比較できる群(有意差がない)
	異なる群(有意差がある)

55. サンプルの選択基準 [SICri]

	1. 全ての対象者が、同じユニット/刑務所にいる
	2. 対象者は、プログラムで十分な時間を過ごす予想される
	3. 特定の罪種 具体的に
	4. 対象者の特定の特徴(たとえば、施設内で、より暴力的)
	5. その他 具体的に

56 参加のタイプ[TyPar]

	1 自発的
	2 強制的

57 治療群の減耗のパーセント(治療を開始したがプログラムを終了しなかった対象者の数を、当初のサンプルサイズで割って 100 倍したもの)[AtriT]

--	--

58 統制群の減耗のパーセント(研究を開始したが終了しなかった対象者の数を、当初のサンプルサイズで割って 100 倍したもの)[AtriC]

--	--

訳 田島秀紀（喜連川少年院）

監訳 津富宏（静岡県立大学）

59 フォローアップ。釈放されてから最後のアウトカム尺度査定までの期間[FollUp]

--

コーディング様式 第Ⅱ部  
効果値レベルコーディング様式  
[カッコ内は変数名]

効果値情報

効果値はそれぞれ、従属変数ごとに、治療群と統制群の対比一つ一つについて、コーディングする。従属変数ごとに、治療群と統制群の対比一つ一つについて、このコーディング様式を適切に用いる。例えば、1つの研究が6つの従属変数についてアウトカム尺度を持ち、統制群と治療群の情報を対比している場合、このコーディング様式を用いて、効果値情報を6件記録する。

1 研究番号[SC]

2. アウトカム識別番号 [Outiden]

従属変数尺度記述

3 効果値識別番号(同一の研究の一つ一つの効果値に連続番号を振る)[Efszid]

4 アウトカム構成概念のカテゴリー[CatVbl]

	1. 一般的再犯
	2. 重大な再犯
	3. 自己申告による再犯
	4. 再犯の最短期間
	5. 心理に関する尺度(心理測定尺度)
	6. 施設に関する尺度
	7. 行動に関する尺度(行動達成)

再犯までの最短期間。施設を出てから最初の犯罪までの期間(公的記録、ないし、自己申告)

5 アウトカム構成概念の記述

6 効果値のタイプ [ESTy]

	1. 事後比較(介入後最初の測定時点)
	2. フォローアップ比較(介入後のすべての測定時点)
	3.1. この効果値のアウトカムが測定された時点を具体的に _____

事後比較: 介入後、最初に報告された、群間比較

フォローアップ比較: 介入後の全ての測定時点

3.1. 記録された効果値のアウトカムが測定された時点を記載することが必要である。

7 効果値が基づいているデータの種類[ESTypB]

	1. 平均と標準偏差
	2. t 値 か F 値
	3. カイ2乗検定 (df = 1)
	4. 頻度ないし割合(二値変数)
	5. 頻度、割合(多値変数)
	6. その他

8 サンプルサイズ[SamES]

	1. この効果値のための治療群のサンプルサイズ
	2. この効果値のための統制群あるいは比較群のサンプルサイズ

9 平均と標準偏差[MSDES]

	1. 治療群平均値
	2. 統制群平均値
	3. 治療群標準偏差
	4. 統制群標準偏差

10 割合または度数 [PFES]

	1. 治療群の成功したアウトカムのケース数
	2. 統制群の成功したアウトカムのケース数
	3. 治療群の成功したアウトカムの割合
	4. 統制群の成功したアウトカムの割合

11 有意検定の情報が報告されている場合、用いられた統計的検定のタイプは何か[STES]

	1. 独立性のある t 検定のt値あるいは自由度が1(2群のみ)の一元配置分散分析の F 値の平方根
	2. 独立性のある t 検定のt値あるいは自由度1の一元配置分散分析の F 値の平方根の、正確な P 値
	3. 自由度=1のカイ2乗値(2×2 分割表)
	4. その他

12 研究者は、この差を統計的に有意であると報告しているか

	1. はい
	2. いいえ
	3. 検定を行っていない
	4. 分からない

13 (統計的有意差を考慮せずに)統制をしていない両群の差は、どちらの群に好ましい結果を示しているか[GFST]

	0. どちらでもない
	1. 治療群
	2. 統制群
	3. 分からない

14 (統計的有意差を考慮した上で)統制をしていない両群の差は、どちらの群に好ましい結果を示しているか[GFST]

	0. どちらでもない
	1. 治療群
	2. 統制群
	3. 分からない